

条例の改正に伴う旧・新対照表

○ 舞鶴市職員の給与に関する条例	1
○ 舞鶴市職員の退職手当に関する条例(第 10 号議案関係)	3
○ 舞鶴市職員の育児休業等に関する条例	4
○ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例	5
○ 舞鶴市職員の退職手当に関する条例(第 11 号議案関係)	6
○ 舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和 48 年条例第 13 号)	7
○ 舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成 19 年条例第 17 号)	8
○ 舞鶴市職員定数条例	10
○ 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例	11
○ 舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例	13
○ 舞鶴市教育長の給与等に関する条例	14
○ 舞鶴市の特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例	15
○ 舞鶴市土地開発基金条例	16
○ 舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例	17
○ 舞鶴市消防団員等公務災害補償条例	19
○ 舞鶴市火災予防条例	22
○ 土地改良事業の特別徴収金に関する条例	34

○ 舞鶴市における府営土地改良事業分担金徴収条例	36
○ 舞鶴市水防協議会条例	40
○ 舞鶴市消防長及び消防署長の資格を定める条例	41
○ 舞鶴市国民健康保険条例	42
○ 舞鶴市墓園条例	52
○ 舞鶴市介護保険条例	55
○ 舞鶴市後期高齢者医療に関する条例	58
○ 舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	59
○ 舞鶴市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準等を定める条例	87
○ 舞鶴市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	93
○ 舞鶴市水道事業の設置等に関する条例	99
○ 舞鶴市下水道条例	103
○ 舞鶴市農業及び漁業集落排水処理施設条例	111
○ 舞鶴市公設浄化槽条例	119
○ 舞鶴市下水道使用料条例	126
○ 舞鶴市特別会計条例	128

○ 重要な公の施設の長期かつ独占的な利用及び廃止に関する条例	129
○ 分担金等に係る規制等に関する条例	130
○ 舞鶴市水洗便所等改造資金貸付条例	131
○ 舞鶴市水道事業給水条例(第 32 号議案関係)	133
○ 舞鶴市都市下水路の構造及び維持管理に関する基準を定める条例	134
○ 舞鶴市上下水道事業審議会条例	135
○ 舞鶴市都市公園条例	136
○ 舞鶴市公共下水道条例	137
○ 公営住宅法及び住宅地区改良法による舞鶴市営住宅等管理条例	139
○ 舞鶴市水道事業給水条例(第 36 号議案関係)	143

廃止する条例

○ 舞鶴市下水道基金条例	145
------------------------------	-----

舞鶴市職員の給与に関する条例旧新対照表

旧	新																														
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1から21まで (略)</p> <p>(平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間の給与に関する特例措置)</p> <p>22 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間(次項及び附則第24項において「特例期間」という。)においては、第3条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料月額(舞鶴市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成19年条例第16号)附則第9項から第11項までの規定による給料を含む。<u>以下同じ。</u>)の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(次項において「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。ただし、給料の調整額、管理職手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当の額の算出については、本文の規定により減ずる前の給料月額に基づいて行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">給料表</th> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">行政職給料表</td> <td style="text-align: center;">2級以下</td> <td style="text-align: center;">100分の4.77</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3級から6級まで</td> <td style="text-align: center;">100分の7.77</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7級以上</td> <td style="text-align: center;">100分の9.77</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">教育職給料表</td> <td style="text-align: center;">1級及び2級(40号給以下に限る。)</td> <td style="text-align: center;">100分の4.77</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2級(41号給以上に限る。)&及び3級</td> <td style="text-align: center;">100分の7.77</td> </tr> </tbody> </table> <p>23から26まで (略)</p>	給料表	職務の級	割合	行政職給料表	2級以下	100分の4.77	3級から6級まで	100分の7.77	7級以上	100分の9.77	教育職給料表	1級及び2級(40号給以下に限る。)	100分の4.77	2級(41号給以上に限る。)&及び3級	100分の7.77	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1から21まで (略)</p> <p>(平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間の給与に関する特例措置)</p> <p>22 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間(次項及び附則第24項において「特例期間」という。)においては、第3条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料月額(舞鶴市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成19年条例第16号)附則第9項から第11項までの規定による給料を含む。<u>以下この項及び次項において同じ。</u>)の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(次項において「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。ただし、給料の調整額、管理職手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当の額の算出については、本文の規定により減ずる前の給料月額に基づいて行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">給料表</th> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">行政職給料表</td> <td style="text-align: center;">2級以下</td> <td style="text-align: center;">100分の4.77</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3級から6級まで</td> <td style="text-align: center;">100分の7.77</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7級以上</td> <td style="text-align: center;">100分の9.77</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">教育職給料表</td> <td style="text-align: center;">1級及び2級(40号給以下に限る。)</td> <td style="text-align: center;">100分の4.77</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2級(41号給以上に限る。)&及び3級</td> <td style="text-align: center;">100分の7.77</td> </tr> </tbody> </table> <p>23から26まで (略)</p> <p><u>(平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の給与に関する特例措置)</u></p> <p><u>27 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間(次項及び附則第</u></p>	給料表	職務の級	割合	行政職給料表	2級以下	100分の4.77	3級から6級まで	100分の7.77	7級以上	100分の9.77	教育職給料表	1級及び2級(40号給以下に限る。)	100分の4.77	2級(41号給以上に限る。)&及び3級	100分の7.77
給料表	職務の級	割合																													
行政職給料表	2級以下	100分の4.77																													
	3級から6級まで	100分の7.77																													
	7級以上	100分の9.77																													
教育職給料表	1級及び2級(40号給以下に限る。)	100分の4.77																													
	2級(41号給以上に限る。)&及び3級	100分の7.77																													
給料表	職務の級	割合																													
行政職給料表	2級以下	100分の4.77																													
	3級から6級まで	100分の7.77																													
	7級以上	100分の9.77																													
教育職給料表	1級及び2級(40号給以下に限る。)	100分の4.77																													
	2級(41号給以上に限る。)&及び3級	100分の7.77																													

旧	新
	<p><u>29項において「特例期間」という。）においては、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの(次項及び附則第29項において「特定職員」という。)に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の3を乗じて得た額に相当する額を減ずる。ただし、給料の調整額、管理職手当、期末手当及び勤勉手当の額の算出については、本文の規定により減ずる前の給料月額に基づいて行うものとする。</u></p> <p><u>28 特例期間においては、特定職員に係る第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第25条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1年間における休日等に割り振られた勤務時間を減じたもので除して得た額に100分の3を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。</u></p> <p><u>29 特例期間においては、特定職員に対する第34条の2第1項から第6項までの規定による給与の支給に当たっては、これらの項の規定により算出した給与額から、当該特定職員に適用される次の各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</u></p> <p><u>(1) 第34条の2第1項又は第3項 附則第27項本文に定める額</u></p> <p><u>(2) 第34条の2第2項又は第4項 附則第27項本文に定める額に100分の80を乗じて得た額</u></p> <p><u>(3) 第34条の2第5項又は第6項 附則第27項本文に定める額に、同条第5項又は第6項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額</u></p> <p><u>30 前3項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を計算する場合において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>改正附則 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市職員の退職手当に関する条例旧新対照表(第10号議案関係)

旧	新
<p>附 則 1から12まで (略)</p>	<p>附 則 1から12まで (略) <u>(平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の退職手当の額の算出)</u> 13 <u>平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における舞鶴市職員の給与に関する条例の規定による行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものに支給する退職手当の額の算出については、同条例附則第27項本文の規定により減ずる前の給料月額に基づいて行うものとする。</u> 改正附則 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市職員の育児休業等に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>附 則 1から4まで (略)</p>	<p>附 則 1から4まで (略) <u>(平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の部分休業をしている職員の給与の取扱いの特例措置)</u> 5 <u>平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間においては、給与条例の規定による行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものに対する第25条の規定の適用については、同条中「給与条例第25条」とあるのは、「給与条例附則第28項」とする。</u> 改正附則 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>

職員の勤務時間、休暇等に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>附 則</p>	<p>附 則</p> <p><u>(平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の介護休暇及び介護時間に係る給与の取扱いの特例措置)</u></p> <p><u>第7条 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間においては、舞鶴市職員の給与に関する条例の規定による行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものに対する第15条第3項及び第15条の2第3項の規定の適用については、これらの項中「同条例第25条第1項」とあるのは、「同条例附則第28項」とする。</u></p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市職員の退職手当に関する条例旧新対照表(第11号議案関係)

旧	新
<p>附 則</p> <p>1から4まで (略)</p> <p>5 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年条例第13号。以下「昭和48年条例第13号」という。)附則第3項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条、第3条の2及び第6条から第6条の2の2までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の87</u>を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の3の3第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第5項」とする。</p> <p>6から12まで (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1から4まで (略)</p> <p>5 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年条例第13号。以下「昭和48年条例第13号」という。)附則第3項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条、第3条の2及び第6条から第6条の2の2までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の83.7</u>を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の3の3第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第5項」とする。</p> <p>6から12まで (略)</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年条例第13号)旧新対照表

旧	新
<p>附 則</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>(長期勤続者等に対する退職手当に係る特例)</p> <p>3 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条、第3条の2又は第6条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条、第3条の2及び第6条から第6条の2の2までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の87</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>4から6まで (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>(長期勤続者等に対する退職手当に係る特例)</p> <p>3 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条、第3条の2又は第6条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条、第3条の2及び第6条から第6条の2の2までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の83.7</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>4から6まで (略)</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成19年条例第17号)旧新対照表

旧	新
<p>附 則 (適用区分)</p> <p>第2条 職員が新制度適用職員(職員であって、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の舞鶴市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の舞鶴市職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条、第3条の2、第6条、第6条の2及び附則第5項から第7項まで並びに附則第7条の規定による改正前の舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年条例第13号。以下この条及び次条において「条例第13号」という。)附則第3項から第5項までの規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第6条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第5項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ<u>100分の87</u>(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。))にあっては、<u>104分の87</u>)を乗じて得た額が、新条例第2条の3から第3条の2まで、第6条から第6条の2の2まで、第6条の3の2及び第6条の3の3並びに附則第5項から第7項まで、附則第4条、附則第5条並びに附則第7条の規定による改正後の条例第13号附則第3項から第5項までの規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)</p>	<p>附 則 (適用区分)</p> <p>第2条 職員が新制度適用職員(職員であって、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の舞鶴市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の舞鶴市職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条、第3条の2、第6条、第6条の2及び附則第5項から第7項まで並びに附則第7条の規定による改正前の舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年条例第13号。以下この条及び次条において「条例第13号」という。)附則第3項から第5項までの規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第6条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第5項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ<u>100分の83.7</u>(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。))にあっては、<u>104分の83.7</u>)を乗じて得た額が、新条例第2条の3から第3条の2まで、第6条から第6条の2の2まで、第6条の3の2及び第6条の3の3並びに附則第5項から第7項まで、附則第4条、附則第5条並びに附則第7条の規定による改正後の条例第13号附則第3項から第5項までの規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)</p>

旧	新
<p>よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p>	<p>という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>改正附則 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市職員定数条例旧新対照表

旧	新
(職員の定数)	(職員の定数)
第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。	第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。
(1) 議会の事務局の職員 <u>9人</u>	(1) 議会の事務局の職員 <u>8人</u>
(2) 市長の事務部局の職員 <u>609人</u>	(2) 市長の事務部局の職員 <u>570人</u>
(3) 選挙管理委員会の事務局の職員	(3) 選挙管理委員会の事務局の職員
(4) 公平委員会の事務局の職員	(4) 公平委員会の事務局の職員
(5) 農業委員会の事務局の職員	(5) 農業委員会の事務局の職員
(6) 監査委員の事務局の職員 4人	(6) 監査委員の事務局の職員 4人
(7) 教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する 教育機関の職員 <u>185人</u>	(7) 教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する 教育機関の職員 <u>30人</u>
(8) 消防機関の職員 125人	(8) 消防機関の職員 125人
(9) 公営企業の職員	(9) 公営企業の職員
ア 水道事業 <u>70人</u>	ア 水道事業及び下水道事業 <u>75人</u>
イ 病院事業 <u>280人</u>	イ 病院事業 <u>65人</u>
計 <u>1,282人</u>	計 <u>877人</u>
	改正附則
	この条例は、平成30年4月1日から施行する。

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>財産の交換、譲与、<u>無償貸付</u>等に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 財産の交換、譲与、<u>無償貸付</u>等に関しては、この条例の定めるところによる。</p> <p>(普通財産の交換)</p> <p>第2条 普通財産は、次の各号の<u>一</u>に該当するときは、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、価額の差額が、その高価なものの価額の4分の1を<u>こえる</u>ときは、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(普通財産の譲与又は減額譲渡)</p> <p>第3条 普通財産は、次の各号の<u>一</u>に該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価格で譲渡することができる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(<u>普通財産の無償貸付又は減額貸付</u>)</p> <p>第4条 普通財産は、次の各号の<u>一</u>に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。</p> <p>(1) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。</p> <p>(2) <u>地震、火災、水害等の災害により普通財産の貸付けを受けた者が、当該財産を使用の目的に供し難いと認めるとき。</u></p>	<p>財産の交換、譲与、<u>無償貸付け</u>等に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 財産の交換、譲与、<u>無償貸付け</u>等に関しては、この条例の定めるところによる。</p> <p>(普通財産の交換)</p> <p>第2条 普通財産は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当するときは、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、価額の差額が、その高価なものの価額の4分の1を<u>超える</u>ときは、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(普通財産の譲与又は減額譲渡)</p> <p>第3条 普通財産は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価格で譲渡することができる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(<u>普通財産の無償貸付け、減額貸付け等</u>)</p> <p>第4条 普通財産は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。</p> <p>(1) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。</p> <p>(2) 普通財産の貸付けを受けた者が、<u>地震、火災、水害等の災害により</u>当該財産を使用の目的に供し難いと認めるとき。</p> <p><u>2 前項の規定は、貸付け以外の方法により普通財産を使用させる場合について準用する。</u></p> <p>(<u>行政財産の無償貸付け、減額貸付け等</u>)</p> <p>第5条 <u>前条第1項の規定は、行政財産を貸し付け、又はこれに地上権</u></p>

旧	新
<p>(物品の交換)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> <p>(物品の譲与又は減額譲渡)</p> <p><u>第6条</u> 物品は、次の各号の<u>一</u>に該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(物品の無償貸付又は減額貸付)</u></p> <p><u>第7条</u> (略)</p>	<p><u>若しくは地役権を設定する場合について準用する。</u></p> <p>(物品の交換)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>(物品の譲与又は減額譲渡)</p> <p><u>第7条</u> 物品は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(物品の無償貸付け又は減額貸付け)</u></p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>附 則</p> <p>1から4まで (略) (給与の特例)</p> <p>5 <u>平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間、第3条の規定にかかわらず、市長の給料月額が918,000円とし、副市長の給料月額は756,000円とする。</u></p> <p>6から12まで (略) (期末手当に関する特例措置)</p> <p>13 <u>平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中「給料及び扶養手当の月額並びに給料月額100分の15に相当する額の合計額」とあるのは「給料及び扶養手当の月額の合計額」とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1から4まで (略) (給与の特例)</p> <p>5 <u>平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間、第3条の規定にかかわらず、市長の給料月額は920,530円とし、副市長の給料月額は757,570円とする。ただし、期末手当の額の算出については、本文の規定は、適用しない。</u></p> <p>6から12まで (略) (期末手当に関する特例措置)</p> <p>13 <u>平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」とあるのは「給料の月額」とする。</u></p> <p>改正附則 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市教育長の給与等に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>附 則</p> <p>1から4まで (略)</p> <p>(給料の特例)</p> <p>5 <u>平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間、第3条の規定にかかわらず、教育長の給料月額が666,000円とする。</u></p> <p>(期末手当に関する特例)</p> <p>6 <u>平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中「給料及び扶養手当の月額並びに給料月額の100分の15に相当する額の合計額」とあるのは「給料及び扶養手当の月額の合計額」とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1から4まで (略)</p> <p>(給料の特例)</p> <p>5 <u>平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間、第3条の規定にかかわらず、教育長の給料月額は667,360円とする。ただし、期末手当の額の算出については、本文の規定は、適用しない。</u></p> <p>(期末手当に関する特例)</p> <p>6 <u>平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」とあるのは「給料の月額」とする。</u></p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市の特別職の職員で常勤のもの退職手当に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>附 則 1から3まで (略) (適用区分)</p>	<p>附 則 1から3まで (略) <u>(平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の退職手当の額の算出)</u> 4 <u>平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における退職手当の額の算出については、舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例(昭和40年条例第24号)附則第5項本文及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例(平成27年条例第2号)附則第5項本文の規定は、適用しない。</u> 改正附則 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市土地開発基金条例旧新対照表

旧	新
<p>(基金の額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。</p> <p>3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、積立金相当額<u>増加する</u>ものとする。</p>	<p>(基金の額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積立てをし、<u>又はその処分を</u>することができる。</p> <p>3 前項の規定により積立て<u>又は処分</u>が行われたときは、基金の額は、積立金相当額<u>増加し、又は処分量相当額減少する</u>ものとする。</p> <p>改正附則 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の公室及び部を置く。</p> <p>(1) 市長公室</p> <p>(2) 政策推進部</p> <p>(3) 総務部</p> <p>(4) 市民文化環境部</p> <p>(5) 福祉部</p> <p>(6) 健康・子ども部</p> <p>(7) 産業振興部</p> <p>(8) 建設部</p> <p><u>(9) 上下水道部</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 公室及び部の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 政策推進部</p> <p>ア 市政の総合的な企画及び調整に関すること。</p> <p>イ 行財政改革の総合調整に関すること。</p> <p><u>ウ</u> 財政に関すること。</p> <p>(3) 総務部</p> <p>ア 工事検査並びに技術指導及び調整に関すること。</p> <p>イ 契約に関すること。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の公室及び部を置く。</p> <p>(1) 市長公室</p> <p>(2) 政策推進部</p> <p>(3) 総務部</p> <p>(4) 市民文化環境部</p> <p>(5) 福祉部</p> <p>(6) 健康・子ども部</p> <p>(7) 産業振興部</p> <p>(8) 建設部</p> <p>(削除)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 公室及び部の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 政策推進部</p> <p>ア 市政の総合的な企画及び調整に関すること。</p> <p>イ 行財政改革の総合調整に関すること。</p> <p><u>ウ</u> <u>移住・定住の促進に関すること。</u></p> <p><u>エ</u> 財政に関すること。</p> <p>(3) 総務部</p> <p>ア 工事検査並びに技術指導及び調整に関すること。</p> <p>イ 契約に関すること。</p>

旧	新
<p>ウ 議会及び市の行政一般に関すること。 エ 統計に関すること。 オ 財産管理に関すること。</p> <p><u>カ</u> 債権管理に関すること。 <u>キ</u> 市税に関すること。 <u>ク</u> 電子情報化に関すること。 (4)から(7)まで (略)</p> <p>(8) 建設部 ア 都市計画に関すること。 イ 都市整備に関すること。 ウ 道路、河川その他の土木に関すること。 エ 住宅に関すること。 <u>オ</u> <u>公共施設の建築に関すること。</u></p> <p>(9) <u>上下水道部</u> <u>ア</u> <u>下水道に関すること。</u></p>	<p>ウ 議会及び市の行政一般に関すること。 エ 統計に関すること。 オ 財産管理に関すること。 <u>カ</u> <u>公共施設の営繕に関すること。</u> <u>キ</u> 債権管理に関すること。 <u>ク</u> 市税に関すること。 <u>ケ</u> 電子情報化に関すること。 (4)から(7)まで (略)</p> <p>(8) 建設部 ア 都市計画に関すること。 イ 都市整備に関すること。 ウ 道路、河川その他の土木に関すること。 エ 住宅に関すること。 (削除) (削除)</p> <p>改正附則 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市消防団員等公務災害補償条例旧新対照表

旧	新
<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合又は消防法第25条第1項若しくは第2項若しくは第29条第5項(同法第36条において準用する場合を含む。)の規定により消防作業に従事した者(以下「消防作業従事者」という。)、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者(以下「救急業務協力者」という。)、水防法第24条の規定により水防に従事した者(以下「水防従事者」という。)若しくは災害対策基本法第65条第1項(同条第3項(原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」という。)が消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。)に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。</p> <p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合又は消防法第25条第1項若しくは第2項若しくは第29条第5項(これらの規定を同法第36条第8項において準用する場合を含む。)の規定により消防作業に従事した者(以下「消防作業従事者」という。)、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者(以下「救急業務協力者」という。)、水防法第24条の規定により水防に従事した者(以下「水防従事者」という。)若しくは災害対策基本法第65条第1項(同条第3項(原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」という。)が消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。)に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。</p> <p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

旧	新
<p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他の生計の道がなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については<u>333円を</u>、第2号に該当する扶養親族については1人につき267円(非常勤消防団員等に第1号に該当する者が<u>ない場合には、そのうち1人については333円</u>)を、<u>第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円(非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円)</u>を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p>	<p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他の生計の道がなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、<u>第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を</u>、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた舞鶴市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下この項において「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下この項において「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を</p>

旧	新
	除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

舞鶴市火災予防条例旧新対照表

旧		新	
別表第9(第50条関係)		<p>(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)</p> <p><u>第50条の2</u> 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、防火対象物の消防用設備等の状況が法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。</p> <p>2 <u>消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。</u></p>	
手数料を徴収する事務	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の額
(3) 法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	<p>ア 屋内貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査次に掲げる屋内貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 指定数量の倍数が10以下の屋内貯蔵所 20,000円</p> <p>(イ) 指定数量の倍数が10を超え50以下の屋内貯蔵所 26,000円</p> <p>(ウ) 指定数量の倍数が50を超え100以下の屋内貯蔵所 39,000円</p> <p>(エ) 指定数量の倍数が100を超え200以下の屋内貯蔵所 52,000円</p> <p>(オ) 指定数量の倍数が200を超える屋内貯蔵所 66,000円</p> <p>イ 屋外タンク貯蔵所(特定屋外タンク貯蔵所、</p>	(3) 法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	<p>ア 屋内貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査次に掲げる屋内貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 指定数量の倍数が10以下の屋内貯蔵所 20,000円</p> <p>(イ) 指定数量の倍数が10を超え50以下の屋内貯蔵所 26,000円</p> <p>(ウ) 指定数量の倍数が50を超え100以下の屋内貯蔵所 39,000円</p> <p>(エ) 指定数量の倍数が100を超え200以下の屋内貯蔵所 52,000円</p> <p>(オ) 指定数量の倍数が200を超える屋内貯蔵所 66,000円</p> <p>イ 屋外タンク貯蔵所(特定屋外タンク貯蔵所、</p>

旧	新
<p>準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 指定数量の倍数が 100 以下の屋外タンク貯蔵所 20,000 円</p> <p>(イ) 指定数量の倍数が 100 を超え 10,000 以下の屋外タンク貯蔵所 26,000 円</p> <p>(ウ) 指定数量の倍数が 10,000 を超える屋外タンク貯蔵所 39,000 円</p> <p>ウ 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 <u>530,000 円</u></p> <p>エ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物規則第 20 条の 4 第 2 項第 3 号に定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所(オにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち危険物規則第 22 条の 2 第 1 号ハに定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所(オにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。))及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリ</p>	<p>準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 指定数量の倍数が 100 以下の屋外タンク貯蔵所 20,000 円</p> <p>(イ) 指定数量の倍数が 100 を超え 10,000 以下の屋外タンク貯蔵所 26,000 円</p> <p>(ウ) 指定数量の倍数が 10,000 を超える屋外タンク貯蔵所 39,000 円</p> <p>ウ 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 <u>570,000 円</u></p> <p>エ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物規則第 20 条の 4 第 2 項第 3 号に定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所(オにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち危険物規則第 22 条の 2 第 1 号ハに定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所(オにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。))及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリ</p>

	旧		新
	<p>ットル以上 5,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>830,000 円</u></p> <p>(イ) 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,010,000 円</u></p> <p>(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,120,000 円</u></p> <p>(エ) 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,420,000 円</u></p> <p>(オ) 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,660,000 円</u></p> <p>(カ) 危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,880,000 円</u></p> <p>(キ) 危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>5,100,000 円</u></p> <p>(ク) 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>6,290,000 円</u></p> <p>オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金</p>		<p>ットル以上 5,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>880,000 円</u></p> <p>(イ) 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,070,000 円</u></p> <p>(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,200,000 円</u></p> <p>(エ) 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,520,000 円</u></p> <p>(オ) 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,780,000 円</u></p> <p>(カ) 危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,070,000 円</u></p> <p>(キ) 危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>5,340,000 円</u></p> <p>(ク) 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>6,490,000 円</u></p> <p>オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金</p>

旧	新
<p>額</p> <p>(ア) 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,130,000 円</u></p> <p>(イ) 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,340,000 円</u></p> <p>(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,500,000 円</u></p> <p>(エ) 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,830,000 円</u></p> <p>(オ) 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,140,000 円</u></p> <p>(カ) 危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,350,000 円</u></p> <p>(キ) 危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き</p>	<p>額</p> <p>(ア) 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,180,000 円</u></p> <p>(イ) 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,410,000 円</u></p> <p>(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,580,000 円</u></p> <p>(エ) 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,940,000 円</u></p> <p>(オ) 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,260,000 円</u></p> <p>(カ) 危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,550,000 円</u></p> <p>(キ) 危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き</p>

旧		新	
	蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>5,570,000 円</u> (ク) 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>6,770,000 円</u>		蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>5,820,000 円</u> (ク) 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>7,070,000 円</u>
カ	岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>5,750,000 円</u> (イ) 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上 500,000 キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>7,250,000 円</u> (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が 500,000 キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 <u>10,700,000 円</u>	カ	岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>5,930,000 円</u> (イ) 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上 500,000 キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>7,470,000 円</u> (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が 500,000 キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 <u>10,900,000 円</u>
キ	屋内タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 26,000 円	キ	屋内タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 26,000 円
ク	地下タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる地下タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 指定数量の倍数が 100 以下の地下タンク貯蔵所 26,000 円 (イ) 指定数量の倍数が 100 を超える地下タンク貯蔵所 39,000 円	ク	地下タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる地下タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 指定数量の倍数が 100 以下の地下タンク貯蔵所 26,000 円 (イ) 指定数量の倍数が 100 を超える地下タンク貯蔵所 39,000 円
ケ	簡易タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係	ケ	簡易タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係

旧		新	
	る審査 13,000 円 コ 移動タンク貯蔵所(サに規定する移動タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 26,000 円 サ 積載式移動タンク貯蔵所又は航空機若しくは船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 39,000 円 シ 屋外貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 13,000 円		る審査 13,000 円 コ 移動タンク貯蔵所(サに規定する移動タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 26,000 円 サ 積載式移動タンク貯蔵所又は航空機若しくは船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 39,000 円 シ 屋外貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 13,000 円
(15) 法第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	ア 水張検査 次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 容量 10,000 リットル以下のタンク 6,000 円 (イ) 容量 10,000 リットルを超え 1,000,000 リットル以下のタンク 11,000 円 (ウ) 容量 1,000,000 リットルを超え 2,000,000 リットル以下のタンク 15,000 円 (エ) 容量 2,000,000 リットルを超えるタンク 15,000 円に 1,000,000 リットル又は 1,000,000 リットルに満たない端数を増すごとに 4,400 円を加えた金額 イ 水圧検査 次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 容量 600 リットル以下のタンク 6,000 円 (イ) 容量 600 リットルを超え 10,000 リットル	(15) 法第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	ア 水張検査 次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 容量 10,000 リットル以下のタンク 6,000 円 (イ) 容量 10,000 リットルを超え 1,000,000 リットル以下のタンク 11,000 円 (ウ) 容量 1,000,000 リットルを超え 2,000,000 リットル以下のタンク 15,000 円 (エ) 容量 2,000,000 リットルを超えるタンク 15,000 円に 1,000,000 リットル又は 1,000,000 リットルに満たない端数を増すごとに 4,400 円を加えた金額 イ 水圧検査 次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 容量 600 リットル以下のタンク 6,000 円 (イ) 容量 600 リットルを超え 10,000 リットル

旧		新	
	ル以下のタンク 11,000 円 (ウ) 容量 10,000 リットルを超え 20,000 リットル以下のタンク 15,000 円 (エ) 容量 20,000 リットルを超えるタンク 15,000 円に 10,000 リットル又は 10,000 リットルに満たない端数を増すごとに 4,400 円を加えた金額 ウ 基礎・地盤検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>410,000 円</u> (イ) 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>540,000 円</u> (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>700,000 円</u> (エ) 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>920,000 円</u> (オ) 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,040,000 円</u> (カ) 危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,600,000 円</u>		ル以下のタンク 11,000 円 (ウ) 容量 10,000 リットルを超え 20,000 リットル以下のタンク 15,000 円 (エ) 容量 20,000 リットルを超えるタンク 15,000 円に 10,000 リットル又は 10,000 リットルに満たない端数を増すごとに 4,400 円を加えた金額 ウ 基礎・地盤検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>420,000 円</u> (イ) 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>560,000 円</u> (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>730,000 円</u> (エ) 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>960,000 円</u> (オ) 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,090,000 円</u> (カ) 危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,660,000 円</u>

旧	新
<p>(キ) 危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,820,000 円</u></p> <p>(ク) 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,030,000 円</u></p> <p>エ 溶接部検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>490,000 円</u></p> <p>(イ) 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>630,000 円</u></p> <p>(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>990,000 円</u></p> <p>(エ) 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,310,000 円</u></p> <p>(オ) 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,720,000 円</u></p> <p>(カ) 危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,320,000 円</u></p> <p>(キ) 危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満の</p>	<p>(キ) 危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,900,000 円</u></p> <p>(ク) 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,120,000 円</u></p> <p>エ 溶接部検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>530,000 円</u></p> <p>(イ) 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>680,000 円</u></p> <p>(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,030,000 円</u></p> <p>(エ) 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,410,000 円</u></p> <p>(オ) 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,780,000 円</u></p> <p>(カ) 危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,430,000 円</u></p> <p>(キ) 危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満の</p>

旧		新	
	<p>特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,060,000 円</u></p> <p>(ク) 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,650,000 円</u></p> <p>オ 岩盤タンク検査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>9,100,000 円</u></p> <p>(イ) 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上 500,000 キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>12,400,000 円</u></p> <p>(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が 500,000 キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 <u>17,000,000 円</u></p>		<p>特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,190,000 円</u></p> <p>(ク) 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,800,000 円</u></p> <p>オ 岩盤タンク検査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>9,320,000 円</u></p> <p>(イ) 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上 500,000 キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>12,600,000 円</u></p> <p>(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が 500,000 キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 <u>17,300,000 円</u></p>
(17) 法第 14 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	<p>ア 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>310,000 円</u></p> <p>(イ) 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>430,000 円</u></p> <p>(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>720,000 円</u></p>	(17) 法第 14 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	<p>ア 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>320,000 円</u></p> <p>(イ) 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>460,000 円</u></p> <p>(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>750,000 円</u></p>

旧	新
<p>(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>960,000円</u></p> <p>(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,210,000円</u></p> <p>(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,950,000円</u></p> <p>(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,620,000円</u></p> <p>(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,170,000円</u></p> <p>イ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,660,000円</u></p> <p>(イ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,190,000円</u></p> <p>(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,790,000円</u></p>	<p>(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,020,000円</u></p> <p>(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,300,000円</u></p> <p>(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,150,000円</u></p> <p>(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,870,000円</u></p> <p>(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,460,000円</u></p> <p>イ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,690,000円</u></p> <p>(イ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,230,000円</u></p> <p>(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,830,000円</u></p>

旧		新	
	<p>ウ 移送取扱所の保安に関する検査 次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であつて、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下の移送取扱所 70,000円</p> <p>(イ) 危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超える移送取扱所 70,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに17,000円を加えた金額</p>		<p>ウ 移送取扱所の保安に関する検査 次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であつて、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下の移送取扱所 70,000円</p> <p>(イ) 危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超える移送取扱所 70,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに17,000円を加えた金額</p>
(18) 第49条第1項	<p>ア 水張検査 4,000円</p> <p>イ 水圧検査 次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 容量 600リットル以下のタンク 4,000円</p> <p>(イ) 容量 600リットルを超えるタンク 7,000円</p>	(18) 第49条第1項	<p>ア 水張検査 4,000円</p> <p>イ 水圧検査 次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 容量 600リットル以下のタンク 4,000円</p> <p>(イ) 容量 600リットルを超えるタンク 7,000円</p>
		<p>改正附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例中第50条の次に1条を加える改正規定は平成30年10月1日から、別表第9の改正規定及び次項の規定は同年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p>	

旧	新
	2 この条例による改正後の別表第9の規定は、同表の改正規定の施行の日以後に申請を受けたものから適用し、同日前に申請を受けたものは、なお従前の例による。

土地改良事業の特別徴収金に関する条例新旧対照表

旧	新
<p align="center"><u>土地改良事業の特別徴収金に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、本市が行う土地改良事業について、<u>土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)</u>第96条の4において準用する<u>第36条の2の規定により特別徴収金を徴収する場合における必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(特別徴収金)</p> <p>第2条 土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、その資格に係る土地の全部又は一部を次項に定める期間内に、当該土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途(以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等(所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。)をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合には、<u>そのものから、当該事業に要する費用のうち当該土地に係る部分の額から当該事業の分担金として舞鶴市農林水産事業分担金条例(昭和43年条例第21号)の規定により課された当該土地に係る部分の額を差し引いて得た額の全部又は一部を、特別徴収金として市長が定めるところにより徴収することができる。ただし、当該目的外用途に供した又は供しようとする土地の面積等が、市長が別に定める基準に該当しないものについてはこの限りでない。</u></p> <p>2 前項に定める期間は、<u>法第113条の2第2項の規定に基づく当該土地改良事業の工事完了の公告の日(その公告において、工事完了の日が別に示されたときは、その示された日)の属する年度の翌年度(その年度の到来する以前に知事が指定した場合にあっては、その指定した年度)から起算して8年を経過しない間とする。</u></p> <p><u>(延滞金)</u></p>	<p align="center"><u>舞鶴市営土地改良事業の特別徴収金に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、本市が行う土地改良事業に係る土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第96条の4において準用する<u>法第36条の2の規定による特別徴収金(以下「特別徴収金」という。)</u>の徴収等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特別徴収金)</p> <p>第2条 土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、その資格に係る土地の全部又は一部を次項に定める期間内に、当該土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途(以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等(所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。)をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合には、<u>その者から、当該事業に要する費用のうち当該土地に係る部分の額から当該事業の分担金として舞鶴市農林水産事業分担金条例(昭和43年条例第21号)の規定により課された当該土地に係る部分の額を差し引いて得た額の全部又は一部を、特別徴収金として市長が定めるところにより徴収することができる。ただし、当該目的外用途に供した又は供しようとする土地の面積等が、市長が別に定める基準に該当しないものについてはこの限りでない。</u></p> <p>2 前項に定める期間は、<u>法第113条の3第3項の規定に基づく当該土地改良事業の工事完了の公告の日(その公告において、工事完了の日が別に示されたときは、その示された日)の属する年度の翌年度(その年度の到来する以前に知事が指定した場合にあっては、その指定した年度)から起算して8年を経過しない間とする。</u></p> <p><u>(特別徴収金の徴収方法)</u></p>

旧	新
<p><u>第3条 特別徴収金の徴収を受けたものが、当該徴収に係る納期限までに納付しない場合は、市長は、分担金等に係る規制等に関する条例(昭和39年条例第21号)の例により当該未納者に対して延滞金を課することができる。</u></p> <p><u>(異議の申立て等)</u></p> <p><u>第4条 特別徴収金の徴収を受けるべきものが、その算定について異議があるときは、当該処分を知った日の翌日から起算して30日以内に市長に対して異議を申し立てることができる。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定による異議の申立てがあったときは、その申立てを受理した日から30日以内にこれを決定しなければならない。</u></p>	<p><u>第3条 特別徴収金は、年度ごとに一括して徴収するものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、特別徴収金を徴収されるべき者の申請に基づき、分割して徴収することができる。</u></p> <p><u>(特別徴収金の徴収猶予等)</u></p> <p><u>第4条 市長は、災害その他やむを得ない理由があると認める場合は、特別徴収金の徴収を猶予し、納期を延長し、又はその額の一部若しくは全部を減免することができる。</u></p> <p>改正附則 この条例は、公布の日から施行する。</p>

舞鶴市における府営土地改良事業分担金徴収条例旧新対照表

旧	新
<p style="text-align: center;"><u>舞鶴市における府営土地改良事業分担金徴収条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、京都府が<u>施行する土地改良事業</u>に係る土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第91条第3項の規定による分担金(以下「分担金」という。)の徴収等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(対象事業)</u></p> <p>第2条 <u>分担金の徴収の対象となる事業(以下「対象事業」という。)</u>は、<u>京都府が施行する土地改良事業で、法第91条第2項及び第6項の規定によりその費用の一部を本市が負担することとなるものとする。</u></p> <p><u>(分担金の納付義務者)</u></p> <p>第3条 分担金は、<u>対象事業によって利益を受ける者で、当該対象事業の施行に係る地域内にある土地について法第3条に規定する資格を有するもの及び土地改良法施行規則(昭和24年農林省令第75号)第68条の4の11に定めるもの(以下「納付義務者」という。)</u>から徴収する。</p> <p><u>(分担金の賦課基準等)</u></p> <p>第4条 各年度における分担金の総額は、<u>当該年度の対象事業について本市が負担することとなる負担金の額を超えない範囲内において市長が定める額とする。</u></p> <p>2 各年度において、それぞれの<u>納付義務者</u>に対して賦課する分担金の額は、前項の分担金の総額に基づき、別に定める賦課基準により</p>	<p style="text-align: center;"><u>舞鶴市における府営土地改良事業分担金等徴収条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、京都府が<u>行う土地改良事業</u>に係る土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第91条第3項の規定による分担金(以下「分担金」という。)<u>並びに法第91条の2第1項及び第6項の規定による特別徴収金(以下「特別徴収金」という。)</u>の徴収等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(分担金の徴収)</u></p> <p>第2条 分担金は、<u>京都府が行う土地改良事業で、法第91条第2項の規定によりその費用の一部を本市が負担することとなるものによって利益を受ける者で、当該土地改良事業の施行に係る地域内にある土地について法第3条に規定する資格を有するもの及び土地改良法施行規則(昭和24年農林省令第75号)第68条の4の11に定めるもの(以下「分担金納付義務者」という。)</u>から徴収する。</p> <p><u>(分担金の額)</u></p> <p>第3条 各年度における分担金の総額は、<u>当該年度において前条に規定する土地改良事業について本市が負担することとなる負担金の額を超えない範囲内において市長が定める額とする。</u></p> <p>2 各年度において、それぞれの<u>分担金納付義務者</u>に対して賦課する分担金の額は、前項の分担金の総額に基づき、別に定める賦課基準</p>

旧	新
<p>算定した額とする。</p>	<p>により算定した額とする。</p> <p>(特別徴収金の徴収)</p> <p><u>第4条 特別徴収金(法第91条の2第1項の規定によるものに限る。)は、京都府が行う土地改良事業(法第87条の3第1項の規定により行うものを除く。以下この条において同じ。)の施行に係る地域内にある土地につき、法第3条に規定する資格を有する者が、当該土地改良事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日(その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日)の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に、当該土地を当該土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途(以下この項及び次条において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等(所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下この項において同じ。)をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)に、その者から徴収する。</u></p> <p><u>2 法第113条の3第3項の規定による公告前に、当該土地改良事業の施行に係る地域の一部のための工事が完了した場合において、市長が適当と認めたときは、当該地域の一部について当該工事の完了の年度の翌年度から前項の期間を起算する。</u></p> <p>(特別徴収金の額)</p> <p><u>第5条 前条第1項の特別徴収金の額は、当該土地改良事業に要する費用のうち法第91条第6項の規定により市が負担する負担金の額に当該土地改良事業に係る面積に対する目的外用途に供した土地の面積の率を乗じて得られる額を基準として、市長が定める。</u></p> <p>(機構関連事業に係る特別徴収金の徴収)</p> <p><u>第6条 特別徴収金(法第91条の2第6項の規定によるものに限る。)は、</u></p>

旧	新
<p>(分担金の徴収方法)</p> <p><u>第5条</u> 分担金は、年度ごとに一括して徴収するものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、<u>当該納付義務者の申請に基づき</u>、分割して徴収することができる。</p> <p>(分担金の徴収猶予等)</p> <p><u>第6条</u> 市長は、災害その他やむを得ない理由があると認める場合は、</p>	<p><u>法第87条の3第1項の規定により京都府が行う土地改良事業(以下「機構関連事業」という。)の施行に係る地域内にある土地につき、法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者が、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による当該機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から、当該機構関連事業の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日(その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日)の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に、法第91条の2第6項各号に定める場合に該当したときに、その者から徴収する。</u></p> <p>2 <u>前項の特別徴収金の徴収は、法第113条の3第3項の規定による公告前に当該機構関連事業の施行に係る地域の一部のための工事が完了した場合において、市長が適当と認めるときは、当該地域の一部について当該工事の完了の年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に行うものとする。</u></p> <p><u>(機構関連事業に係る特別徴収金の額)</u></p> <p><u>第7条 第5条の規定は、前条第1項の特別徴収金の額の算定について、準用する。この場合において、第5条中「土地改良事業」とあるのは「機構関連事業」と、「目的外用途に供した」とあるのは「法第91条の2第6項各号に定める場合に該当するに至った」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(分担金及び特別徴収金の徴収方法)</p> <p><u>第8条 分担金及び特別徴収金は、年度ごとに一括して徴収するものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、<u>分担金納付義務者及び特別徴収金を徴収されるべき者</u>の申請に基づき、分割して徴収することができる。</u></p> <p>(分担金及び特別徴収金の徴収猶予等)</p> <p><u>第9条 市長は、災害その他やむを得ない理由があると認める場合は、</u></p>

旧	新
<p>分担金の徴収を猶予し、納期を延長し、又はその額の一部若しくは全部を減免することができる。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p>	<p>分担金及び<u>特別徴収金</u>の徴収を猶予し、納期を延長し、又はその額の一部若しくは全部を減免することができる。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市水防協議会条例旧新対照表

旧	新
<p>(設置)</p> <p>第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第33条第1項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、舞鶴市水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 協議会の庶務は、<u>舞鶴市消防本部警防課</u>において行う。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第34条第1項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、舞鶴市水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 協議会の庶務は、<u>舞鶴市消防本部</u>において行う。</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>

舞鶴市消防長及び消防署長の資格を定める条例旧新対照表

旧	新
<p>(消防長の資格)</p> <p>第2条 消防長の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 舞鶴市消防職員として消防事務に従事した者で、<u>舞鶴市の消防署長の職又は舞鶴市消防本部におけるこれと同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。</u></p> <p>(2) 舞鶴市の行政事務に従事した者で、舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例(平成15年条例第21号)第1条に規定する公室及び部の長の職その他これと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。</p>	<p>(消防長の資格)</p> <p>第2条 消防長の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>舞鶴市消防吏員として消防事務に従事した者で、舞鶴市の消防司令長以上の階級に1年以上あったものであること。</u></p> <p>(2) <u>舞鶴市消防職員(消防吏員を除く。)</u>として消防事務に従事した者で、舞鶴市消防本部における<u>舞鶴市の消防署長の職</u>と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。</p> <p>(3) 舞鶴市の行政事務に従事した者で、舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例(平成15年条例第21号)第1条に規定する公室及び部の長の職その他これと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>

舞鶴市国民健康保険条例旧新対照表

旧	新
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 <u>国民健康保険運営協議会</u>(第2条・第3条)</p> <p>第2章の2 被保険者(第3条の2・第3条の3)</p> <p>第3章 保険給付(第4条—第6条の2)</p> <p>第4章 保健事業(第7条・第8条)</p> <p>第5章 保険料(第9条—第24条)</p> <p>第6章 削除</p> <p>第7章 罰則(第27条—第30条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)の規定に基づき、法令に定めがあるもののほか、舞鶴市が行う国民健康保険事業について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2章 <u>国民健康保険運営協議会</u></p> <p>(<u>国民健康保険運営協議会</u>の委員の定数)</p> <p>第2条 <u>国民健康保険運営協議会</u>(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(保険料の賦課額)</p> <p>第9条の2 保険料の賦課額は、<u>被保険者である世帯主及びその世帯</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 <u>舞鶴市国民健康保険運営協議会</u>(第2条・第3条)</p> <p>第2章の2 被保険者(第3条の2・第3条の3)</p> <p>第3章 保険給付(第4条—第6条の2)</p> <p>第4章 保健事業(第7条・第8条)</p> <p>第5章 保険料(第9条—第24条)</p> <p>第6章 削除</p> <p>第7章 罰則(第27条—第30条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)の規定に基づき、法令に定めがあるもののほか、舞鶴市が行う国民健康保険事業の<u>事務</u>について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2章 <u>舞鶴市国民健康保険運営協議会</u></p> <p>(<u>舞鶴市国民健康保険運営協議会</u>の委員の定数)</p> <p>第2条 <u>法第11条第2項の規定に基づき設置する舞鶴市国民健康保険運営協議会</u>(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(保険料の賦課額)</p> <p>第9条の2 保険料の賦課額は、<u>世帯主の世帯</u>に属する被保険者につ</p>

旧	新
<p>に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の7第1項に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等賦課額(同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)並びに介護納付金賦課被保険者(同項に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(同項に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算額とする。ただし、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額又は介護納付金賦課額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第9条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第18条の2の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) <u>当該年度における療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額、高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等(以下「前期高齢者納付金等」という。)の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額、法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金(当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。)の納付に要する費用の額、同条第1項</u></p>	<p>き算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等賦課額(同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)並びに介護納付金賦課被保険者(同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算額とする。ただし、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額又は介護納付金賦課額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第9条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第18条の2の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) <u>当該年度における次に掲げる額の合算額</u></p> <p>ア <u>療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額</u></p> <p>イ <u>国民健康保険事業費納付金(法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。府の国民健</u></p>

旧	新
<p><u>第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金(当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。)の納付に要する費用の額の2分の1に相当する額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務(前期高齢者納付金等、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。))及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。))並びに介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。))の納付に関する事務を含む。次号において同じ。)の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用の額を除く。)の合算額から法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合(以下「退職被保険者等所属割合」という。)を乗じて得た額を控除した額(高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)</u></p> <p><u>(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金(以下「後期高齢者支援金」という。))及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金(以下「病床転換支援金」という。))並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。、法第72条の規定による調整交付金</u></p>	<p><u>康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。))、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。))の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額</u></p> <p><u>ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</u></p> <p><u>エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金償還に要する費用の額</u></p> <p><u>オ 保健事業に要する費用の額</u></p> <p><u>カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。))及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)</u></p> <p><u>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</u></p> <p><u>ア 法第74条の規定による補助金の額</u></p> <p><u>イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負</u></p>

旧	新
<p><u>(後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第72条の5の規定による負担金、法第74条の規定による補助金、法第75条の規定による補助金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)及び貸付金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第81条の2第1項の規定による交付金並びにその他の国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第1項の規定による繰入金及び法附則第7条第1項の規定による療養給付費等交付金(以下「療養給付費等交付金」という。)を除く。)</u>の合算額</p>	<p><u>担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)</u>に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ウ <u>法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。))に係るものを除く。)</u>の額</p> <p>エ <u>その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)</u>のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。))を除く。)の額</p>
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p>
<p>第13条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p>	<p>第13条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の100分の30に相当する額を当該年度の<u>初日</u>における一般被保険者の数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の100分の20に相当する額を当該年度の<u>初日</u>における一般被保険者が属</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の100分の30に相当する額を当該年度の<u>前年度及びその直前の2か年度の各年度</u>における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の100分の20に相当する額を当該年度の<u>前年度及びその直前の2か年度</u>の</p>

旧	新
<p>する世帯の数から特定同一世帯所属者(法第 6 条第 8 号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以後 5 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に 2 分の 1 を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p>	<p><u>各年度</u>における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して<u>算定した数</u>から特定同一世帯所属者(法第 6 条第 8 号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以後 5 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に 2 分の 1 を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p>
<p>イ及びウ (略)</p>	<p>イ及びウ (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(基礎賦課限度額)</p>	<p>(基礎賦課限度額)</p>
<p>第 13 条の 6 第 10 条又は第 13 条の 2 の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 10 条の基礎賦課額と第 13 条の 2 の基礎賦課額との合算額をいう。第 17 条及び第 18 条の 2 において同じ。)は、<u>54 万円</u>を超えることができない。</p>	<p>第 13 条の 6 第 10 条又は第 13 条の 2 の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 10 条の基礎賦課額と第 13 条の 2 の基礎賦課額との合算額をいう。第 17 条及び第 18 条の 2 において同じ。)は、<u>58 万円</u>を超えることができない。</p>
<p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p>	<p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p>
<p>第 13 条の 6 の 2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第 18 条の 2 の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控</p>	<p>第 13 条の 6 の 2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第 18 条の 2 の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控</p>

旧	新
<p>除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) <u>当該年度における後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用の額から後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額</u></p> <p>(2) <u>当該年度における法第 70 条の規定による負担金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第 72 条の規定による調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第 72 条の 2 の規定による都道府県調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第 75 条の規定による補助金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。)及び貸付金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。)</u>その他国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。))に係るものに限る。)のための収入(法第 72 条の 3 第 1 項の規定による繰入金及び療養給付費等交付金を除く。)の額の合算額</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第 13 条の 6 の 6 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の 30 に相当する額を当該年度の<u>初日</u>における一般被保険者の数で</p>	<p>除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) <u>当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であって、府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)</u></p> <p>(2) <u>当該年度における次に掲げる額の合算額</u></p> <p>ア <u>法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)</u>及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>イ <u>その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)</u>のための収入(法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 72 条の 3 第 1 項の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第 13 条の 6 の 6 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の 30 に相当する額を当該年度の<u>前年度及びその直前の 2 か年度</u>の各</p>

旧	新
<p>除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の 20 に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に 2 分の 1 を乗じて得た数と特定継続世帯の数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ及びウ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第 13 条の 7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第 18 条の 2 の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p><u>(1) 当該年度における介護納付金の納付に要する費用の額</u></p> <p><u>(2) 当該年度における法第 70 条の規定による負担金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第 72 条の規定による調整交付金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第 72 条の 2 の規定による都道府県調整交付金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第 75 条の規定</u></p>	<p><u>年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数</u>で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の 20 に相当する額を当該年度の<u>前年度及びその直前の 2 か年度の各年度</u>における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に 2 分の 1 を乗じて得た数と特定継続世帯の数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ及びウ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第 13 条の 7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第 18 条の 2 の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p><u>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)</u></p> <p><u>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</u></p> <p>ア <u>法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)</u>及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費</p>

旧	新
<p><u>による補助金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び貸付金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)その他国民健康保険事業に要する費用(介護納付金の納付に要する費用(介護納付金の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。)に係るものに限る。)のための収入(法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額の合算額</u></p> <p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第13条の11 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の100分の30に相当する額を当該年度の<u>初日</u>における介護納付金賦課被保険者の数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の100分の20に相当する額を当該年度の<u>初日</u>における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数で除して得た額</p> <p>2 (略)</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第18条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>54万円</u>を超える場合には、<u>54万円</u>)とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の</p>	<p><u>用に係るものに限る。)の額</u></p> <p><u>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</u></p> <p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第13条の11 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の100分の30に相当する額を当該年度の<u>前年度及びその直前の2か年度の各年度</u>における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の100分の20に相当する額を当該年度の<u>前年度及びその直前の2か年度の各年度</u>における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>2 (略)</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第18条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>58万円</u>を超える場合には、<u>58万円</u>)とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の</p>

旧	新
<p>2 第2項に掲げる金額に、<u>27万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合はその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、<u>49万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合はその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の6の3又は第13条の6の7」と、「<u>54万円</u>」とある</p>	<p>2 第2項に掲げる金額に、<u>27万5千円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合はその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、<u>50万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合はその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の6の3又は第13条の6の7」と、「<u>58万円</u>」とある</p>

旧	新
<p>のは「19万円」と、前項中「第13条」とあるのは「第13条の6の6」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の8」と、「<u>54万円</u>」とあるのは「16万円」と、第2項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の11第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(特例対象被保険者等に係る届出)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 前項の規定による届書の<u>提出は</u>、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証を提示して行わなければならない。</p>	<p>のは「19万円」と、前項中「第13条」とあるのは「第13条の6の6」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の8」と、「<u>58万円</u>」とあるのは「16万円」と、第2項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の11第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(特例対象被保険者等に係る届出)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 前項の規定による届書の<u>提出に当たり</u>、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証の<u>提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。</u></p> <p>改正附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後の第5章の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。</p>

舞鶴市墓園条例旧新対照表

旧	新
<p>(使用資格)</p> <p>第4条 墓地を使用できる者は、本市に住所を<u>有するもの</u>であって、<u>祭祀</u>を主宰するものでなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める<u>場合はこの限りでない</u>。</p> <p>(使用の承継)</p> <p>第7条 使用者の死亡その他の理由により、当該使用者に<u>かわって</u>祭祀を主宰する者は、市長の承認を得て<u>墓地の使用</u>を承継することができる。</p> <p>(返還時の原状回復義務)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(使用許可の<u>取消</u>)</p>	<p>(使用資格)</p> <p>第4条 墓地を使用できる者は、本市に住所を<u>有する者</u>であって、<u>祭祀</u>を主宰するものでなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める<u>場合は、この限りでない</u>。</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 使用者は、使用許可の際、使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 <u>使用料は、1区画につき250,000円とする。</u></p> <p>3 <u>既納の使用料は、還付しない。ただし、使用許可の日から3年以内に墓地の全部を未使用のまま返還した場合は、既納の使用料の一部を還付するものとする。</u></p> <p>(管理料)</p> <p>第8条 使用者は、墓地の管理に要する経費として、毎年度管理料を納付しなければならない。</p> <p>2 <u>管理料は、1区画につき年額4,200円とする。</u></p> <p>3 <u>年度の途中において使用許可を受ける場合の当該年度における管理料は、使用許可の日の属する月から月割により算定した額とする。</u></p> <p>4 <u>既納の管理料は、還付しない。</u></p> <p>(使用権の承継)</p> <p>第9条 使用者の死亡その他の理由により、当該使用者に<u>代わって</u>祭祀を主宰する者は、市長の承認を得て<u>墓地を使用する権利</u>(以下「<u>使用権</u>」という。)を承継することができる。</p> <p>(返還時の原状回復義務)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(使用許可の<u>取消し</u>)</p>

旧	新
<p><u>第9条</u> 市長は、次の各号の<u>一に該当する場合は</u>墓地の使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) <u>使用者が死亡し、又は住所不明となって相当年月経過しても祭祀を承継する者がいないとき。</u></p> <p>(2) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは許可に付した条件に違反したとき。</p> <p>2 <u>前項第2号の規定により使用許可を取り消された者は、直ちに墓地を自己の費用をもって原状に復し、市長に返還しなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(無縁墳墓の改葬)</p> <p><u>第10条</u> 市長は、<u>使用許可を取り消し無縁となった墳墓を一定の場所に改葬することができる。</u></p> <p>(使用料)</p> <p><u>第11条</u> <u>墓地の使用料は、1区画につき25万円とし、市長が指定する期日までに納入しなければならない。</u></p> <p>2 <u>使用許可の日から3年以内に墓地の全部を未使用のまま返還した場合は、既納使用料の一部を還付するものとする。</u></p> <p>(遵守事項)</p> <p><u>第12条</u> (略)</p> <p>(禁止行為)</p>	<p><u>第11条</u> 市長は、次の各号の<u>いずれかに該当する場合は</u>、墓地の使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) <u>管理料を5年間納付しないとき。</u></p> <p>(2) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは許可に付した条件に違反したとき。</p> <p>2 <u>前項の規定により使用許可を取り消された者は、直ちに墓地を自己の費用をもって原状に復し、市長に返還しなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(<u>使用権の消滅</u>)</p> <p><u>第12条</u> <u>使用権は、次の各号のいずれかに該当する場合は、消滅する。</u></p> <p>(1) <u>使用者が死亡した後3年を経過し、かつ、祭祀を主宰する者がいないとき。</u></p> <p>(2) <u>使用者が所在不明となった後7年を経過したとき。</u></p> <p>(無縁墳墓の改葬)</p> <p><u>第13条</u> 市長は、<u>使用権が消滅し無縁となった墳墓を、一定の場所に改葬することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(遵守事項)</p> <p><u>第14条</u> (略)</p> <p>(禁止行為)</p>

旧	新
<p><u>第13条</u> (略)</p> <p><u>第14条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第15条</u> (略)</p>	<p><u>第15条</u> (略)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第17条</u> (略)</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市介護保険条例旧新対照表

旧	新
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度</u>における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>28,580円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>38,110円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>41,290円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>53,990円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>63,520円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>73,050円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額</u>(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)が125万円以下である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>79,400円</u></p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>95,280円</u></p> <p>ア及びイ (略)</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成30年度から平成32年度までの各年度</u>における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>29,640円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>39,520円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>42,810円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>55,980円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>65,860円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>75,740円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(<u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。</u>)が125万円以下である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>82,330円</u></p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>98,790円</u></p> <p>ア及びイ (略)</p>

旧	新
<p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>104,810円</u> ア及びイ (略)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>114,340円</u> ア及びイ (略)</p> <p>(11) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>127,040円</u></p> <p>附 則</p> <p>1から8まで (略)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>9 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>10から14まで (略)</p>	<p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>108,670円</u> ア及びイ (略)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>118,550円</u> ア及びイ (略)</p> <p>(11) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>131,720円</u></p> <p><u>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、26,340円とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>1から8まで (略)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>9 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>10から14まで (略)</p> <p>改正附則 (施行期日)</p>

旧	新
	<ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="1131 277 2000 357">1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。 (適用区分)<li data-bbox="1131 359 2000 464">2 この条例による改正後の第4条の規定は、平成30年度分以後の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

舞鶴市後期高齢者医療に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 市長が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 舞鶴市に住所を有する被保険者</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、病院等(同項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際舞鶴市に住所を有していたもの</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であつて、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際舞鶴市に住所を有していたもの</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であつて、<u>同号</u>に規定する最後に行った特定住所変更に係る継続入院等の際舞鶴市に住所を有していたもの</p>	<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 市長が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 舞鶴市に住所を有する被保険者</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項(<u>法第55条の2第2項において準用する場合を含む。</u>)の規定の適用を受ける被保険者であつて、病院等(<u>法第55条第1項</u>に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(<u>法第55条第1項</u>に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際舞鶴市に住所を有していたもの</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号(<u>法第55条の2第2項において準用する場合を含む。</u>)の規定の適用を受ける被保険者であつて、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際舞鶴市に住所を有していたもの</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号(<u>法第55条の2第2項において準用する場合を含む。</u>)の規定の適用を受ける被保険者であつて、<u>法第55条第2項第2号</u>に規定する最後に行った特定住所変更に係る継続入院等の際舞鶴市に住所を有していたもの</p> <p>(5) <u>法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により舞鶴市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつたもの</u></p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例旧新対照表

旧	新
<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者(以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」という。)の職種及び員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。)交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者(以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。)をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。)の業務に<u>3年以上</u>従事した経験を有する者をもって充てることができる。</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者(以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」という。)の職種及び員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者(以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。)をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。)の業務に<u>1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上)</u>従事した経験を有する者をもって充てることができる。</p> <p>3及び4 (略)</p>

旧	新
<p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に<u>次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てること</u>ができる。</p> <p>(1)から(11)まで (略)</p>	<p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に<u>次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てること</u>ができる。</p> <p>(1)から(11)まで (略)</p>
<p>6 (略)</p>	<p>(12) <u>介護医療院</u></p>
<p>7 <u>午後6時から午前8時までの間は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</u></p>	<p>6 (略)</p> <p>7 <u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</u></p>
<p>8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、<u>第1項の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間は、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないこと</u>ができる。</p>	<p>8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、<u>第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないこと</u>ができる。</p>
<p>9から11まで (略)</p>	<p>9から11まで (略)</p>
<p>12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護(指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、<u>指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき(同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされている</u></p>	<p>12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護(指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、<u>指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき(同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされている</u></p>

旧	新
<p>とき及び第 193 条第 10 項の規定により同条第 4 項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第 1 項第 4 号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第 15 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 38 号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。))第 13 条第 9 号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、第 60 条の 6、第 60 条の 28 及び第 60 条の 29 において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第 33 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項本文の規定にかかわらず、午後 6 時から午前 8 時までの間に行われる随時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(地域との連携等)</p>	<p>とき及び第 193 条第 14 項の規定により同条第 4 項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第 1 項第 4 号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第 15 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(舞鶴市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成 30 年条例第 号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。))第 15 条第 9 号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、第 60 条の 6、第 60 条の 28 及び第 60 条の 29 において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第 33 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項本文の規定にかかわらず、随時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(地域との連携等)</p>

旧	新
<p>第 40 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第 115 条の 46 条第 1 項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむね 3 月に 1 回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第 48 条 (略)</p> <p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、3 年以上サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。</p>	<p>第 40 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第 115 条の 46 条第 1 項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、<u>正当な理由がある場合を除き</u>、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行わなければならない。</p> <p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第 48 条 (略)</p> <p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、<u>1 年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるもの</u><u>にあつては、3 年以上)</u>サービス提供責任者の業務に従事した経験を</p>

旧	新
<p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第 60 条の 9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) から (5) まで (略)</p> <p>(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症(法第 5 条の 2 に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。</p> <p>(利用定員)</p> <p>第 60 条の 25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を <u>9 人</u>以下とする。</p> <p>(準用)</p> <p>第 60 条の 38 第 11 条から第 14 条まで、第 17 条から第 19 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 35 条から第 39 条まで、第 42 条、第 60 条の 7(第 3 項第 2 号を除く。)、第 60 条の 8 及び第 60 条の 13 から第 60 条の 18 までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 60 条の 13 第 3 項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「12 月」と、同条第 3 項中</p>	<p>有する者をもって充てることができる。</p> <p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第 60 条の 9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) から (5) まで (略)</p> <p>(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症(法第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。</p> <p>(利用定員)</p> <p>第 60 条の 25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を <u>18 人</u>以下とする。</p> <p>(準用)</p> <p>第 60 条の 38 第 11 条から第 14 条まで、第 17 条から第 19 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 35 条から第 39 条まで、第 42 条、第 60 条の 7(第 3 項第 2 号を除く。)、第 60 条の 8 及び第 60 条の 13 から第 60 条の 18 までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第 35 条中「<u>運営規程</u>」とあるのは「<u>第 60 条の 34 に規定する重要事項に関する規程</u>」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 60 条の 13 第 3 項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介</p>

旧	新
<p>「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第 60 条の 18 第 4 項中「第 60 条の 5 第 4 項」とあるのは「第 60 条の 26 第 4 項」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第 62 条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。))、同法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>2 から 7 まで (略)</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第 66 条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第 8 条第 20 項又は法第 8 条の 2 第 15 項に規定する共同生活</p>	<p>護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「12 月」と、同条第 3 項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第 60 条の 18 第 4 項中「第 60 条の 5 第 4 項」とあるのは「第 60 条の 26 第 4 項」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第 62 条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。))、同法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この条において同じ。))に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>2 から 7 まで (略)</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第 66 条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第 8 条第 20 項又は法第 8 条の 2 第 15 項に規定する共同生活</p>

旧	新
<p>を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに 1 日当たり 3 人以下とする。</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第 8 条第 25 項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第 83 条第 7 項において「指定居宅サービス事業等」という。)について 3 年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第 83 条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜</p>	<p>を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第 180 条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。)においては施設ごとに 1 日当たり 3 人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が 1 日当たり 12 人以下となる数とする。</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第 8 条第 25 項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第 83 条第 7 項及び 193 条第 8 項において「指定居宅サービス事業等」という。)について 3 年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第 83 条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜</p>

旧	新
<p>の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。))を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者をその利用者(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護(第7項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型</p>	<p>の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。))を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者をその利用者(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護(第7項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所並びに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第193条第8項に規定するサテライト型指定</p>

旧		新	
<p>居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第5項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>		<p><u>看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第5項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>	
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は <u>指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)</u>	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)</u> 又は <u>介護医療院</u>
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福	看護職員	看護職員
	看護師又は准看護師	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定介護老人福
	看護師又は准看護師		看護師又は准看護師

旧		新	
	社施設又は介護老人保健施設		社施設又は介護老人保健施設
7	<p>第 1 項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下「<u>本体事業所</u>」<u>という。</u>)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。</p>	7	<p>第 1 項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「<u>本体事業所</u>」<u>という。</u>)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。</p>
8から13まで	(略)	8から13まで	(略)
	(管理者)		(管理者)
第84条	(略)	第84条	(略)
2	(略)	2	(略)
3	<p>前 2 項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第 20 条の 2 の 2 に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第 195 条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者をいう。次条、</p>	3	<p>前 2 項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第 20 条の 2 の 2 に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第 195 条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める</p>

旧	新
<p>第 112 条第 2 項、第 113 条及び第 195 条において同じ。)として 3 年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>者をいう。次条、第 112 条第 2 項、第 113 条及び第 195 条において同じ。)として 3 年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>
<p>(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)</p>	<p>(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)</p>
<p>第 85 条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>第 85 条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>
<p>(居宅サービス計画の作成)</p>	<p>(居宅サービス計画の作成)</p>
<p>第 94 条 (略)</p>	<p>第 94 条 (略)</p>
<p>2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、<u>指定居宅介護支援等基準第 13 条各号</u>に掲げる具体的取組方針に沿って行うものとする。</p>	<p>2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、<u>指定居宅介護支援等基準条例第 15 条各号</u>に掲げる具体的取組方針に沿って行うものとする。</p>
<p>(協力医療機関等)</p>	<p>(協力医療機関等)</p>
<p>第 104 条 (略)</p>	<p>第 104 条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p>	<p>3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、<u>介護医療院</u>、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p>
<p>(管理者)</p>	<p>(管理者)</p>

旧	新
<p>第 112 条 (略)</p> <p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3 年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)</p> <p>第 113 条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)</p> <p>第 118 条 (略)</p> <p>2 から 6 まで (略)</p>	<p>第 112 条 (略)</p> <p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3 年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)</p> <p>第 113 条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)</p> <p>第 118 条 (略)</p> <p>2 から 6 まで (略)</p> <p><u>7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p>

旧	新
<p><u>7</u> (略) (協力医療機関等) 第126条 (略) 2 (略) 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。 (従業者の員数) 第131条 (略) 2及び3 (略) 4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、<u>看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。</u>ただし、サテライト型特定施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。)にあつては、常勤換算方法で1以上とする。 5及び6 (略) 7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これ</p>	<p><u>8</u> (略) (協力医療機関等) 第126条 (略) 2 (略) 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。 (従業者の員数) 第131条 (略) 2及び3 (略) 4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、<u>看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1人以上は、常勤の者でなければならない。</u>ただし、サテライト型特定施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。)にあつては、常勤換算方法で1以上とする。 5及び6 (略) 7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これ</p>

旧	新
<p>を置かないことができる。</p> <p>(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士若しくは<u>作業療法士又は介護支援専門員</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>8 から 10 まで (略)</p> <p>(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)</p> <p>第 139 条 (略)</p> <p>2 から 5 まで (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第 152 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第 180 条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。</p>	<p>を置かないことができる。</p> <p>(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、<u>作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 介護医療院 介護支援専門員</u></p> <p>8 から 10 まで (略)</p> <p>(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)</p> <p>第 139 条 (略)</p> <p>2 から 5 まで (略)</p> <p><u>6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>7</u> (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第 152 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第 180 条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。</p>

旧	新
<p><u>以下この条において同じ。)</u>及び<u>ユニット型指定介護老人福祉施設</u> (指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。)を併設する場合又は<u>指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>を併設する場合の介護職員及び看護職員(第189条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設(サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第154条第1項第6号並びに第182条第1項第3号において同じ。)、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>5から7まで (略)</p> <p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介</p>	<p><u>以下この項において同じ。)</u>に<u>ユニット型指定介護老人福祉施設</u> (指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。以下「<u>指定介護老人福祉施設基準</u>」という。))第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。<u>以下この項において同じ。)</u>を併設する場合の<u>指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設</u>の介護職員及び看護職員(指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の<u>指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>の介護職員及び看護職員(第189条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設(サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第154条第1項第6号並びに第182条第1項第3号において同じ。)、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>5から7まで (略)</p> <p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介</p>

旧	新
<p> 介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 </p> <p> (1) (略) </p> <p> (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは<u>作業療法士又は介護支援専門員</u> </p> <p> (3) (略) </p> <p> 9 から 17 まで (略) (サービス提供困難時の対応) </p> <p> 第 155 条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 </p> <p> (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針) </p> <p> 第 159 条 (略) </p> <p> 2 から 5 まで (略) </p>	<p> 介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 </p> <p> (1) (略) </p> <p> (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士、<u>作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員</u> </p> <p> (3) (略) </p> <p> (4) <u>介護医療院 栄養士又は介護支援専門員</u> </p> <p> 9 から 17 まで (略) (サービス提供困難時の対応) </p> <p> 第 155 条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは<u>介護医療院</u>を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 </p> <p> (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針) </p> <p> 第 159 条 (略) </p> <p> 2 から 5 まで (略) </p> <p> <u>6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> </p> <p> <u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> </p> <p> <u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> </p> <p> <u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のた</u> </p>

旧	新
<p>6 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第 170 条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第 184 条 (略)</p> <p>2 から 7 まで (略)</p>	<p><u>めの研修を定期的実施すること。</u></p> <p>7 (略)</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p><u>第 167 条の 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第 152 条第 1 項第 1 号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</u></p> <p>(運営規程)</p> <p>第 170 条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p><u>(6) 緊急時等における対応方法</u></p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第 184 条 (略)</p> <p>2 から 7 まで (略)</p> <p>8 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のた</u></p>

旧	新
<p>8 (略) (運営規程)</p> <p>第 188 条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p><u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略)</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第 193 条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。))を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)の提供に当たる者をその利用者の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上及び訪問サービス(看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護(本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所)にあっては当該本体事業所</p>	<p><u>めの研修を定期的実施すること。</u></p> <p>9 (略) (運営規程)</p> <p>第 188 条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p><u>(7) 緊急時等における対応方法</u></p> <p><u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> (略)</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第 193 条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。))を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)の提供に当たる者をその利用者の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上及び訪問サービス(看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護(<u>第 83 条第 7 項に規定する</u>本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所)に</p>

旧	新
<p>に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。第6項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>6 宿泊サービス(登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護(本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登</p>	<p>あつては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。)の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。第6項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>6 宿泊サービス(登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護(第83条第7項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支</p>

旧	新
<p>録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下同じ。)の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</p> <p>7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p>	<p><u>障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下同じ。)の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</u></p> <p>7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>(5) 介護医療院</u></p> <p>8 <u>第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模</u></p>

旧	新
<p>8 (略)</p> <p>9 (略)</p>	<p><u>多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。</u></p> <p>9 <u>第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</u></p> <p>10 <u>第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。</u></p> <p>11 (略)</p> <p>12 (略)</p> <p>13 <u>第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に</u></p>

旧	新
<p>10 (略) (管理者) 第 194 条 (略)</p> <p>2 前項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。 (指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)</p> <p>第 195 条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。)等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。</p>	<p><u>専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者(第 201 条において「研修修了者」という。)を置くことができる。</u></p> <p>14 (略) (管理者) 第 194 条 (略)</p> <p>2 <u>前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。</u></p> <p>3 <u>第 1 項</u>の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。 (指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)</p> <p>第 195 条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。)等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。</p>

旧	新
<p>(登録定員及び利用定員)</p> <p>第 196 条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を 29 人以下とする。</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員(当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を定めるものとする。</p> <p>(1) 通いサービス 登録定員の 2 分の 1 から 15 人(登録定員が 25 人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、<u>登録定員</u>に応じて、次の表に定める利用定員)まで</p> <p>(略)</p> <p>(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の 3 分の 1 から 9 人まで</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第 197 条 (略)</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 宿泊室 アからエまで (略)</p>	<p>(登録定員及び利用定員)</p> <p>第 196 条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を 29 人(<u>サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18 人</u>)以下とする。</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員(当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を定めるものとする。</p> <p>(1) 通いサービス 登録定員の 2 分の 1 から 15 人(登録定員が 25 人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては<u>登録定員</u>に応じて、次の表に定める利用定員、<u>サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては 12 人</u>)まで</p> <p>(略)</p> <p>(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の 3 分の 1 から 9 人(<u>サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6 人</u>)まで</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第 197 条 (略)</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 宿泊室 アからエまで (略)</p> <p><u>オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へ</u></p>

旧	新
<p>3 及び 4 (略)</p> <p>(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)</p> <p>第 201 条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等(准看護師を除く。第 9 項において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2 から 10 まで (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第 204 条 第 10 条から第 14 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 35 条から第 39 条まで、第 41 条、第 42 条、第 60 条の 11、第 60 条の 13、第 60 条の 16、第 60 条の 17、第 88 条から第 91 条まで、第 94 条から第 96 条まで、第 98 条、第 99 条、第 101 条から第 105 条まで及び第 107 条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 204 条において準用する第 101 条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 60 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 9 章第 4 節」と、第 60 条の 13 中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多</p>	<p><u>のサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。</u></p> <p>3 及び 4 (略)</p> <p>(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)</p> <p>第 201 条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員(<u>第 193 条第 13 項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、研修修了者。以下この条において同じ。</u>)に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等(准看護師を除く。第 9 項において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2 から 10 まで (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第 204 条 第 10 条から第 14 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 35 条から第 39 条まで、第 41 条、第 42 条、第 60 条の 11、第 60 条の 13、第 60 条の 16、第 60 条の 17、第 88 条から第 91 条まで、第 94 条から第 96 条まで、第 98 条、第 99 条、第 101 条から第 105 条まで及び第 107 条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 204 条において準用する第 101 条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 60 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 9 章第 4 節」と、第 60 条の 13 中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多</p>

旧	新
<p>機能型居宅介護従業者」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第 90 条及び第 98 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 107 条中「第 83 条第 6 項の表の中欄」とあるのは「第 193 条第 7 項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号)第 4 条第 2 項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第 4 項において同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成 30 年 3 月 31 日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第 20 条の 6 に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第 154 条第 1 項第 7 号アの規定にかかわらず、食堂は、1 平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40 平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、</p>	<p>機能型居宅介護従業者」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、<u>第 88 条中「第 83 条第 12 項」とあるのは「第 193 条第 13 項」と</u>、第 90 条及び第 98 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 107 条中「第 83 条第 6 項の表の中欄」とあるのは「第 193 条第 7 項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号)第 4 条第 2 項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第 4 項において同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第 20 条の 6 に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第 154 条第 1 項第 7 号アの規定にかかわらず、食堂は、1 平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40 平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、</p>

旧	新
<p>食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。</p>	<p>食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。</p>
<p>3 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成 30 年 3 月 31 日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第 154 条第 1 項第 7 号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</p>	<p>3 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第 154 条第 1 項第 7 号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</p>
<p>(1)及び(2) (略)</p>	<p>(1)及び(2) (略)</p>
<p>4 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成 30 年 3 月 31 日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第 154 条第 1 項第 8 号及び第 182 条第 1 項第 4 号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2 メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6 メートル以上とする。</p>	<p>4 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第 154 条第 1 項第 8 号及び第 182 条第 1 項第 4 号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2 メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6 メートル以上とする。</p>
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
	<p>6 第 131 条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床</p>

旧	新
	<p><u>を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。)を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。</u></p> <p><u>(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適當数</u></p> <p><u>7 第 133 条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。</u></p> <p>改正附則</p>

旧	新
	この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

舞鶴市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る

介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準等を定める条例旧新対照表

旧	新
<p>第5条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護(以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業は、その認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第6条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p>	<p>第5条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護(以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業は、その認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第6条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この条において同じ。))に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p>

旧	新
<p>2から7まで (略) (利用定員等)</p> <p>第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p>	<p>2から7まで (略) (利用定員等)</p> <p>第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設(<u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)</u>を除く。)においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、<u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数</u>とする。</p>
<p>2 (略) (心身の状況等の把握)</p> <p>第17条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(<u>指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)</u>第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章において同じ。)等</p>	<p>2 (略) (心身の状況等の把握)</p> <p>第17条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(<u>舞鶴市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年条例第9号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。)</u>第32条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章に</p>

旧	新						
<p>を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	<p>において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>						
<p>(従業者の員数等)</p>	<p>(従業者の員数等)</p>						
<p>第45条 (略)</p>	<p>第45条 (略)</p>						
<p>2から5まで (略)</p>	<p>2から5まで (略)</p>						
<p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="226 761 488 1029"> <p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p> </td> <td data-bbox="497 761 969 1029"> <p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)</p> </td> <td data-bbox="978 761 1115 1029"> <p>介護職員</p> </td> </tr> </table>	<p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)</p>	<p>介護職員</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1124 761 1386 1029"> <p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p> </td> <td data-bbox="1395 761 1868 1029"> <p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院</p> </td> <td data-bbox="1877 761 2011 1029"> <p>介護職員</p> </td> </tr> </table>	<p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院</p>	<p>介護職員</p>
<p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)</p>	<p>介護職員</p>					
<p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院</p>	<p>介護職員</p>					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="226 1035 488 1260"> <p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p> </td> <td data-bbox="497 1035 969 1260"> <p>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</p> </td> <td data-bbox="978 1035 1115 1260"> <p>看護師又は准看護師</p> </td> </tr> </table>	<p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</p>	<p>看護師又は准看護師</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1124 1035 1386 1260"> <p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p> </td> <td data-bbox="1395 1035 1868 1260"> <p>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</p> </td> <td data-bbox="1877 1035 2011 1260"> <p>看護師又は准看護師</p> </td> </tr> </table>	<p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</p>	<p>看護師又は准看護師</p>
<p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</p>	<p>看護師又は准看護師</p>					
<p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</p>	<p>看護師又は准看護師</p>					
<p>7から13まで (略)</p>	<p>7から13まで (略)</p>						
<p>(管理者)</p>	<p>(管理者)</p>						

旧	新
<p>第46条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービス基準条例第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第73条第2項及び第74条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)</p> <p>第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第61条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施</p>	<p>第46条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービス基準条例第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第73条第2項及び第74条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)</p> <p>第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第61条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施</p>

旧	新
<p>設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p> <p>(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第68条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第44条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、<u>指定介護予防支援等基準第30条各号</u>に掲げる具体的取組方針及び<u>指定介護予防支援等基準第31条各号</u>に掲げる留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成するものとする。</p> <p>(3)から(15)まで (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第73条 (略)</p> <p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)</p> <p>第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者</p>	<p>設、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p> <p>(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第68条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第44条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、<u>指定介護予防支援等基準条例第32条各号</u>に掲げる具体的取組方針及び<u>指定介護予防支援等基準条例第33条各号</u>に掲げる留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成するものとする。</p> <p>(3)から(15)まで (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第73条 (略)</p> <p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)</p> <p>第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経</p>

旧	新
<p>又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第79条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第84条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p>	<p>験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第79条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第84条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p> <p>改正附則 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援

の方法に関する基準等を定める条例旧新対照表

旧	新
<p>(基本方針)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者</u>、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるもの<u>であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)</u>等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p><u>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際</u></p>

旧	新
<p>3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、<u>第6項</u>で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の<u>技術を使用する方法</u>であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>第3項第1号</u>の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>6 指定介護予防支援事業者は、<u>第3項</u>の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) <u>第3項各号</u>に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>7 (略)</p>	<p><u>し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</u></p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、<u>第7項</u>に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の<u>技術を利用する方法</u>であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 <u>第4項第1号</u>の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>7 指定介護予防支援事業者は、<u>第4項</u>の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) <u>第4項各号</u>に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>8 (略)</p>

旧	新
<p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第8条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の通常の事業の実施地域(指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第12条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援(法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費(法第58条第2項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。)が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。)を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料(介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>(利用者に関する市への通知)</p> <p>第17条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供しなければならない。ただし、担当職員の補助の業務については<u>この限りでない</u>。</p>	<p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第8条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の通常の事業の実施地域(当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第12条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援(法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費(同条第1項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。)が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。)を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料(介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の額と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>(利用者に関する市への通知)</p> <p>第17条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を<u>担当させなければならない</u>。ただし、担当職員の補助の業務については、<u>この限りでない</u>。</p>

旧	新
<p>3 (略)</p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第28条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には<u>速やかに</u>市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(会計の区分)</p> <p>第29条 指定介護予防支援事業者は、<u>事業所ごと</u>に経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。</p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第32条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)から(8)まで (略)</p> <p>(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を<u>召集して</u>行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること(やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。)</p> <p>(10)から(14)まで (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第28条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、<u>速やかに</u>市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(会計の区分)</p> <p>第29条 指定介護予防支援事業者は、<u>指定介護予防支援事業所ごと</u>に経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。</p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第32条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)から(8)まで (略)</p> <p>(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、<u>利用者及びその家族の参加を基本としつつ、</u>介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を<u>召集して</u>行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること(やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。)</p> <p>(10)から(14)まで (略)</p>

旧	新
<p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) (略)</p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への<u>入院又は入所</u>を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うこと。</p> <p>(20) 担当職員は、介護保険施設等から退院又は<u>退所</u>しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うこと。</p> <p>(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を求めること。</p>	<p><u>(15) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、^{くう}口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供すること。</u></p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) (略)</p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への<u>入院若しくは入所</u>を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うこと。</p> <p>(21) 担当職員は、介護保険施設等から退院又は<u>退所</u>しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うこと。</p> <p>(22) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(<u>次号及び第24号において「主治の医師等」という。</u>)の意見を求めること。</p> <p>(23) <u>前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交</u></p>

旧	新
<p>(22) (略)</p> <p>(23) (略)</p> <p>(24) (略)</p> <p>(25) (略)</p> <p>(26) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨（同条第1項の規定による指定に係る<u>介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの種類</u>については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成すること。</p> <p>(27) (略)</p> <p>(28) (略)</p>	<p><u>付すること。</u></p> <p>(24) (略)</p> <p>(25) (略)</p> <p>(26) (略)</p> <p>(27) (略)</p> <p>(28) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨（<u>同項の規定による指定に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類</u>については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成すること。</p> <p>(29) (略)</p> <p>(30) (略)</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市水道事業の設置等に関する条例旧新対照表

旧	新
<p><u>舞鶴市水道事業の設置等に関する条例</u> (水道事業の設置)</p> <p>第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、水道事業を設置する。</p> <p>(経営の基本)</p> <p><u>第2条</u> 水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p><u>2</u> 給水区域は、舞鶴市の区域内とする。</p> <p><u>3</u> 給水人口は、9万700人とする。</p> <p><u>4</u> 1日最大給水量は、7万1,242立方メートルとする。</p> <p>(組織)</p> <p><u>第3条</u> <u>地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)</u>第7条ただし書及び<u>地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)</u>第8条の2の規定に基づき、<u>水道事業</u>に管理者を置かないものとする。</p>	<p><u>舞鶴市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</u> (設置)</p> <p>第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、水道事業を設置する。</p> <p><u>2</u> <u>汚水及び雨水を排除し、又は処理するため、下水道事業(公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水処理施設事業、漁業集落排水処理施設事業及び合併処理浄化槽事業をいう。以下同じ。)</u>を設置する。</p> <p>(法の全部適用)</p> <p><u>第2条</u> <u>地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)</u>第2条第3項及び<u>地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)</u>第1条第2項の規定により、<u>下水道事業に法の規定の全部を適用する。</u></p> <p>(経営の基本)</p> <p><u>第3条</u> <u>水道事業及び下水道事業(以下「上下水道事業」という。)</u>は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p><u>2</u> <u>水道事業の経営の規模は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p><u>3</u> <u>下水道事業の経営の規模は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(組織)</p> <p><u>第4条</u> <u>法第7条ただし書及び令第8条の2の規定に基づき、上下水道事業に管理者を置かないものとする。</u></p>

旧	新
<p>2 法第14条の規定に基づき、<u>水道事業</u>の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)の権限に属する事務を処理させるため、上下水道部を<u>舞鶴市宇北吸1044番地</u>に置く。</p> <p>(重要な資産の取得及び処分)</p> <p><u>第4条</u> 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない<u>水道事業</u>の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が2,000万円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)とする。</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p><u>第5条</u> 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により<u>水道事業</u>の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p> <p>(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)</p> <p><u>第6条</u> <u>水道事業</u>の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が300万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が200万円以上のものとする。</p> <p>(業務状況説明書類の提出)</p> <p><u>第7条</u> 管理者は、<u>水道事業</u>に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を</p>	<p>2 法第14条の規定に基づき、<u>上下水道事業</u>の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)の権限に属する事務を処理させるため、上下水道部を置く。</p> <p>(重要な資産の取得及び処分)</p> <p><u>第5条</u> 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない<u>上下水道事業</u>の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が2,000万円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)とする。</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p><u>第6条</u> 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により<u>上下水道事業</u>の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p> <p>(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)</p> <p><u>第7条</u> <u>上下水道事業</u>の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が300万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が200万円以上のものとする。</p> <p>(業務状況説明書類の提出)</p> <p><u>第8条</u> 管理者は、<u>上下水道事業</u>に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を</p>

旧	新																															
<p>記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか<u>水道事業</u>の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項</p> <p>3 (略)</p>	<p>記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか<u>上下水道事業</u>の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項</p> <p>3 (略)</p> <p><u>別表第1(第3条関係)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">給水区域</th> <th style="text-align: center;">給水人口</th> <th style="text-align: center;">1日最大給水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市の区域内</td> <td style="text-align: center;">90,700人</td> <td style="text-align: center;">71,242立方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>別表第2(第3条関係)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">処理区域又は対象区域</th> <th style="text-align: center;">処理区域面積</th> <th style="text-align: center;">処理人口</th> <th style="text-align: center;">1日最大処理能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">公共下水道事業</td> <td style="text-align: center;">下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項に規定する事業計画において定められた予定処理区域</td> <td style="text-align: center;">2,271ヘクタール</td> <td style="text-align: center;">74,650人</td> <td style="text-align: center;">44,000立方メートル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特定環境保全公共下水道事業</td> <td style="text-align: center;">舞鶴市農業及び漁業集落排水処理施設条例(平成6年条例第28号)第3条第3号に規定する処理区域</td> <td style="text-align: center;">70.9ヘクタール</td> <td style="text-align: center;">1,090人</td> <td style="text-align: center;">1,470立方メートル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">農業集落排水処理施設事業</td> <td style="text-align: center;">舞鶴市農業及び漁業集落排水処理施設条例(平成6年条例第28号)第3条第3号に規定する処理区域</td> <td style="text-align: center;">115.2ヘクタール</td> <td style="text-align: center;">1,970人</td> <td style="text-align: center;">837立方メートル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">漁業集落排水処理施設事業</td> <td style="text-align: center;">舞鶴市農業及び漁業集落排水処理施設条例(平成6年条例第28号)第3条第3号に規定する処理区域</td> <td style="text-align: center;">10.7ヘクタール</td> <td style="text-align: center;">330人</td> <td style="text-align: center;">203.5立方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	給水区域	給水人口	1日最大給水量	市の区域内	90,700人	71,242立方メートル	区分	処理区域又は対象区域	処理区域面積	処理人口	1日最大処理能力	公共下水道事業	下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項に規定する事業計画において定められた予定処理区域	2,271ヘクタール	74,650人	44,000立方メートル	特定環境保全公共下水道事業	舞鶴市農業及び漁業集落排水処理施設条例(平成6年条例第28号)第3条第3号に規定する処理区域	70.9ヘクタール	1,090人	1,470立方メートル	農業集落排水処理施設事業	舞鶴市農業及び漁業集落排水処理施設条例(平成6年条例第28号)第3条第3号に規定する処理区域	115.2ヘクタール	1,970人	837立方メートル	漁業集落排水処理施設事業	舞鶴市農業及び漁業集落排水処理施設条例(平成6年条例第28号)第3条第3号に規定する処理区域	10.7ヘクタール	330人	203.5立方メートル
給水区域	給水人口	1日最大給水量																														
市の区域内	90,700人	71,242立方メートル																														
区分	処理区域又は対象区域	処理区域面積	処理人口	1日最大処理能力																												
公共下水道事業	下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項に規定する事業計画において定められた予定処理区域	2,271ヘクタール	74,650人	44,000立方メートル																												
特定環境保全公共下水道事業	舞鶴市農業及び漁業集落排水処理施設条例(平成6年条例第28号)第3条第3号に規定する処理区域	70.9ヘクタール	1,090人	1,470立方メートル																												
農業集落排水処理施設事業	舞鶴市農業及び漁業集落排水処理施設条例(平成6年条例第28号)第3条第3号に規定する処理区域	115.2ヘクタール	1,970人	837立方メートル																												
漁業集落排水処理施設事業	舞鶴市農業及び漁業集落排水処理施設条例(平成6年条例第28号)第3条第3号に規定する処理区域	10.7ヘクタール	330人	203.5立方メートル																												

旧	新				
	合併処理浄 化槽事業	上記以外の市の 区域	—	3,850人	—
<p style="text-align: center;">改正附則</p> <p style="text-align: center;">この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>					

舞鶴市下水道条例旧新対照表

旧	新												
<p style="text-align: center;"><u>舞鶴市下水道条例</u></p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第3条)</p> <p>第2章 公共下水道の基準(第3条の2—第3条の7)</p> <p>第3章 排水設備(第4条—第7条)</p> <p>第4章 公共下水道の使用(第8条—第15条)</p> <p>第5章 雑則(第16条—<u>第25条</u>)</p> <p>第6章 罰則(<u>第26条</u>—<u>第28条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(設置)</p> <p><u>第1条 市の健全な発達並びに公衆衛生の向上及び公共水域の水質の保全を図るため、公共下水道を設置する。</u></p> <p><u>2 市の終末処理場(下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する終末処理場をいう。)の名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東浄化センター</td> <td>舞鶴市字市場 732 番地</td> </tr> <tr> <td>西浄化センター</td> <td>舞鶴市字松陰 29 番地</td> </tr> <tr> <td>野原浄化センター</td> <td>舞鶴市字野原 95 番地</td> </tr> <tr> <td>丸山浄化センター</td> <td>舞鶴市字小橋 628 番地の 1</td> </tr> <tr> <td>神崎浄化センター</td> <td>舞鶴市字西神崎 105 番地の 5</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>第2条 削除</u></p>	名称	位置	東浄化センター	舞鶴市字市場 732 番地	西浄化センター	舞鶴市字松陰 29 番地	野原浄化センター	舞鶴市字野原 95 番地	丸山浄化センター	舞鶴市字小橋 628 番地の 1	神崎浄化センター	舞鶴市字西神崎 105 番地の 5	<p style="text-align: center;"><u>舞鶴市公共下水道条例</u></p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第3条)</p> <p>第2章 公共下水道の基準(第3条の2—第3条の7)</p> <p>第3章 排水設備(第4条—第7条)</p> <p>第4章 公共下水道の使用(第8条—第15条)</p> <p>第5章 雑則(第16条—<u>第22条</u>)</p> <p>第6章 罰則(<u>第23条</u>—<u>第25条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p><u>第1条 この条例は、公共下水道の管理及び使用について、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)その他の法令で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(終末処理場の名称及び位置)</p> <p><u>第2条 市の終末処理場(法第2条第6号に規定する終末処理場をい</u></p>
名称	位置												
東浄化センター	舞鶴市字市場 732 番地												
西浄化センター	舞鶴市字松陰 29 番地												
野原浄化センター	舞鶴市字野原 95 番地												
丸山浄化センター	舞鶴市字小橋 628 番地の 1												
神崎浄化センター	舞鶴市字西神崎 105 番地の 5												

旧	新												
<p>(排水設備の接続方法、内径等)</p> <p>第4条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 合流式の公共下水道に排水設備を接続するときは、公共下水道のます(以下「公共ます」という。)に固着させること。ただし、<u>市長がやむを得ないと認められるもの</u>については、他の排水設備に固着させることができる。</p> <p>(2) 分流式の公共下水道に排水設備を接続するときは、汚水(冷却の用に供した水、その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。)を排除すべき排水設備にあつては公共ますに、雨水を排除すべき排水設備にあつては雨水渠<small>きよ</small>に固着させること。ただし、<u>市長がやむを得ないと認められるもの</u>については、他の排水設備に固着させることができる。</p> <p>(3) 排水設備を公共ますに固着させる箇所及び工事の実施方法は、<u>規則</u>で定めるところにより、公共下水道の機能を妨げ、又は損傷するおそれのないようにすること。</p> <p>(4) 排水管の内径は、<u>市長</u>が特別の理由があると認めた場合を除</p>	<p>う。以下同じ。)の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1160 316 2000 547"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東浄化センター</td> <td>舞鶴市字市場 732 番地</td> </tr> <tr> <td>西浄化センター</td> <td>舞鶴市字松陰 29 番地</td> </tr> <tr> <td>野原浄化センター</td> <td>舞鶴市字野原 95 番地</td> </tr> <tr> <td>丸山浄化センター</td> <td>舞鶴市字小橋 628 番地の 1</td> </tr> <tr> <td>神崎浄化センター</td> <td>舞鶴市字西神崎 105 番地の 5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(排水設備の接続方法、内径等)</p> <p>第4条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 合流式の公共下水道に排水設備を接続するときは、公共下水道のます(以下「公共ます」という。)に固着させること。ただし、<u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>(以下「<u>管理者</u>」という。)がやむを得ないと<u>認めるもの</u>については、他の排水設備に固着させることができる。</p> <p>(2) 分流式の公共下水道に排水設備を接続するときは、汚水(冷却の用に供した水、その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。)を排除すべき排水設備にあつては公共ますに、雨水を排除すべき排水設備にあつては雨水渠<small>きよ</small>に固着させること。ただし、<u>管理者がやむを得ないと認めるもの</u>については、他の排水設備に固着させることができる。</p> <p>(3) 排水設備を公共ますに固着させる箇所及び工事の実施方法は、<u>管理者が</u>定めるところにより、公共下水道の機能を妨げ、又は損傷するおそれのないようにすること。</p> <p>(4) 排水管の内径は、<u>管理者</u>が特別の理由があると認めた場合を</p>	名称	位置	東浄化センター	舞鶴市字市場 732 番地	西浄化センター	舞鶴市字松陰 29 番地	野原浄化センター	舞鶴市字野原 95 番地	丸山浄化センター	舞鶴市字小橋 628 番地の 1	神崎浄化センター	舞鶴市字西神崎 105 番地の 5
名称	位置												
東浄化センター	舞鶴市字市場 732 番地												
西浄化センター	舞鶴市字松陰 29 番地												
野原浄化センター	舞鶴市字野原 95 番地												
丸山浄化センター	舞鶴市字小橋 628 番地の 1												
神崎浄化センター	舞鶴市字西神崎 105 番地の 5												

旧	新
<p>き、次の各表に定めるところによるものとし、排水渠^{きよ}の断面積は、各表の左欄の区分に応じ、それぞれ各表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物又は敷地から排除される下水の一部を排除すべき排水で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>(5) 管渠^{きよ}の勾配は、<u>市長</u>がやむを得ないと認めた場合を除き、100分の1以上とすること。</p> <p>(排水設備の計画の確認等)</p> <p>第5条 排水設備の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、<u>規則</u>で定めるところにより、<u>市長</u>の確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 排水設備の新設等を行った者は、その工事の完了したときは、工事の完了した日から5日以内にその旨を<u>市長</u>に届け出て、その検査を受けなければならない。</p> <p>(排水設備の工事の施行)</p> <p>第6条 排水設備の新設等の工事の施行は、<u>市長</u>又は<u>市長</u>が指定した者(以下「指定工事業者」という。)でなければ行うことができない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、指定工事業者の指定等及び責任技術者の登録等必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>除き、次の各表に定めるところによるものとし、排水渠^{きよ}の断面積は、各表の左欄の区分に応じ、それぞれ各表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物又は敷地から排除される下水の一部を排除すべき排水で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>(5) 管渠^{きよ}の勾配は、<u>管理者</u>がやむを得ないと認めた場合を除き、100分の1以上とすること。</p> <p>(排水設備の計画の確認等)</p> <p>第5条 排水設備の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、<u>管理者</u>が定めるところにより、<u>管理者</u>の確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 排水設備の新設等を行った者は、その工事の完了したときは、工事の完了した日から5日以内にその旨を<u>管理者</u>に届け出て、その検査を受けなければならない。</p> <p>(排水設備の工事の施行)</p> <p>第6条 排水設備の新設等の工事の施行は、<u>管理者</u>又は<u>管理者</u>が指定した者(以下「指定工事業者」という。)でなければ行うことができない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、指定工事業者の指定等及び責任技術者の登録等必要な事項は、<u>管理者</u>が定める。</p>

旧	新
<p>(除害施設の設置等)</p> <p>第 8 条の 2 (略)</p> <p>2 前項に規定する下水のうち、<u>規則</u>で定める排出量未満のものにあつては、同項中第 5 号及び第 6 号の基準については、これに代えて別に定める基準によるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(使用開始等の届出)</p> <p>第 10 条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は使用を再開しようとするときは、速やかにその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 使用者が排水設備を共用しようとするときは、代表者を定めて、その旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>3 排水設備設置義務者、使用者又は前項の代表者に異動があつたときは、これを<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(分担金の徴収等)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>2 分担金の額は、各年度ごとに当該年度の事業に要する経費の 10 分の 1 に相当する額を住宅の戸数(住宅以外のものについては<u>規則</u>で定める戸数)で除して得た額とし、その 1 戸当たりの総額は 50 万円を超えないものとする。</p> <p>3 <u>市長</u>は、分担金を徴収しようとするときは、納期限その他分担金の徴収に関し必要な事項を受益者に通知しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>市長</u>は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、分担金の徴収を猶予し、納期限を延長することができる。</p>	<p>(除害施設の設置等)</p> <p>第 8 条の 2 (略)</p> <p>2 前項に規定する下水のうち、<u>管理者</u>が定める排出量未満のものにあつては、同項中第 5 号及び第 6 号の基準については、これに代えて別に定める基準によるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(使用開始等の届出)</p> <p>第 10 条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は使用を再開しようとするときは、速やかにその旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 使用者が排水設備を共用しようとするときは、代表者を定めて、その旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>3 排水設備設置義務者、使用者又は前項の代表者に異動があつたときは、これを<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(分担金の徴収等)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>2 分担金の額は、各年度ごとに当該年度の事業に要する経費の 10 分の 1 に相当する額を住宅の戸数(住宅以外のものについては<u>管理者</u>が定める戸数)で除して得た額とし、その 1 戸当たりの総額は 50 万円を超えないものとする。</p> <p>3 <u>管理者</u>は、分担金を徴収しようとするときは、納期限その他分担金の徴収に関し必要な事項を受益者に通知しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>管理者</u>は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、分担金の徴収を猶予し、納期限を延長することができる。</p>

旧	新
<p>(負担金の徴収等)</p> <p>第 11 条の 2 <u>市長</u>は、供用開始後、特定環境保全公共下水道の管渠<small>きょう</small>に新たに汚水を流入させるための工事を行う場合は、その原因者から当該工事に要する経費相当額を負担金として徴収することができる。ただし、その額は、前条第 2 項の規定により算定した総額の金額を超えないものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第 12 条 <u>市長</u>は、使用者から公共下水道の使用料を徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第 16 条 法第 24 条第 1 項各号に掲げる行為をしようとする者は、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 公共下水道の排水管渠<small>きょう</small>の付近地における掘削工事等で排水管渠<small>きょう</small>に影響を及ぼすおそれがあるときは、<u>市長</u>に届け出てその指示を受けなければならない。</p> <p>(占有)</p> <p>第 17 条 <u>公共下水道の敷地又は排水施設(以下「下水道敷」という。)を占有しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>(占有料の徴収等)</p> <p>第 18 条 <u>市は、前条の規定により占有の許可を受けた者から、占有料を徴収する。</u></p>	<p>(負担金の徴収等)</p> <p>第 11 条の 2 <u>管理者</u>は、供用開始後、特定環境保全公共下水道の管渠<small>きょう</small>に新たに汚水を流入させるための工事を行う場合は、その原因者から当該工事に要する経費相当額を負担金として徴収することができる。ただし、その額は、前条第 2 項の規定により算定した総額の金額を超えないものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第 12 条 <u>管理者</u>は、使用者から公共下水道の使用料を徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第 16 条 法第 24 条第 1 項各号に掲げる行為をしようとする者は、<u>管理者</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 公共下水道の排水管渠<small>きょう</small>の付近地における掘削工事等で排水管渠<small>きょう</small>に影響を及ぼすおそれがあるときは、<u>管理者</u>に届け出てその指示を受けなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

旧	新
<p><u>2 前項の占用料の額及び徴収方法は、舞鶴市行政財産使用料条例(平成4年条例第6号)に定めるところによる。この場合において、同条例中「使用料」とあるのは「占用料」と、「使用」とあるのは「占用」とそれぞれ読み替えるものとする。</u></p> <p>(原状復旧)</p> <p><u>第19条 占有者は、下水道敷の占用の期間が満了した場合又は占用を廃止した場合においては、これを原状に回復し、直ちに市長に届け出てその検査を受けなければならない。</u></p> <p>(占有許可の取消等)</p> <p><u>第20条 市長は、次の各号の一に該当するときは、占用の許可を取り消し、又はその条件を変更し、若しくは新たに条件を付することができる。</u></p> <p>(1) <u>占有許可の条件に違反したとき。</u></p> <p>(2) <u>偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。</u></p> <p>(3) <u>占用料を滞納したとき。</u></p> <p>(4) <u>下水道の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたとき。</u></p> <p>(手数料)</p> <p><u>第21条 手数料は、別表のとおりとする。</u></p> <p>(分担金等の督促及び延滞金)</p> <p><u>第22条 この条例に規定する分担金、<u>占用料</u>、手数料及び過料を納期限までに納付しない者がある場合の取扱いについては、分担金等に係る規制等に関する条例(昭和39年条例第21号)第3条の規定の定めるところによる。</u></p> <p>(分担金等の減免)</p> <p><u>第23条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、<u>分担金、負担金、<u>占用料</u></u>及び手数料を減免することができる。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(手数料)</p> <p><u>第17条 手数料は、別表のとおりとする。</u></p> <p>(分担金等の督促及び延滞金)</p> <p><u>第18条 この条例に規定する分担金、手数料及び過料を納期限までに納付しない者がある場合の取扱いについては、分担金等に係る規制等に関する条例(昭和39年条例第21号)第3条の規定の定めるところによる。</u></p> <p>(分担金等の減免)</p> <p><u>第19条 <u>管理者</u>は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、<u>分担金、負担金及び手数料</u>を減免することができる。</u></p>

旧	新
<p>(排水設備等についての指示)</p> <p><u>第 24 条</u> 市長は、排水設備設置義務者、使用者又は指定工事業者に対して、排水設備及び除害施設の新設等及び管理について必要な指示をすることができる。</p> <p>(補助管理人)</p> <p><u>第 24 条の 2</u> 市長は、必要があると認めるときは、野原処理区(処理区域のうち野原浄化センターで処理する区域をいう。)、三浜・小橋処理区(処理区域のうち丸山浄化センターで処理する区域をいう。))及び神崎処理区(処理区域のうち神崎浄化センターで処理する区域をいう。))に補助管理人を置き、公共下水道の維持管理の作業に当たらせることができる。</p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第 25 条</u> この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>(罰則)</p> <p><u>第 26 条</u> 次の各号の<u>一</u>に該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>(7) 第16条又は第17条の規定による許可を受けないで<u>当該各条</u>に規定する行為をし、又は<u>占有した者</u></p> <p>(8) <u>第19条の規定に違反して原状復旧をしなかった者</u></p> <p>(9) (略)</p> <p><u>第 27 条</u> 詐欺その他不正の行為により分担金、<u>占用料</u>又は手数料の徴収を免れた者には、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>	<p>(排水設備等についての指示)</p> <p><u>第 20 条</u> <u>管理者</u>は、排水設備設置義務者、使用者又は指定工事業者に対して、排水設備及び除害施設の新設等及び管理について必要な指示をすることができる。</p> <p>(補助管理人)</p> <p><u>第 21 条</u> <u>管理者</u>は、必要があると認めるときは、野原処理区(処理区域のうち野原浄化センターで処理する区域をいう。)、三浜・小橋処理区(処理区域のうち丸山浄化センターで処理する区域をいう。))及び神崎処理区(処理区域のうち神崎浄化センターで処理する区域をいう。))に補助管理人を置き、公共下水道の維持管理の作業に当たらせることができる。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第 22 条</u> この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>管理者</u>が定める。</p> <p><u>第 23 条</u> 次の各号の<u>いずれか</u>に該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>(7) 第 16 条の規定による許可を受けないで<u>同条</u>に規定する行為をした者</p> <p>(削除)</p> <p>(8) (略)</p> <p><u>第 24 条</u> 詐欺その他不正の行為により分担金又は手数料の徴収を免れた者には、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料に処する。</p>

旧	新
<p>第28条 (略) 別表(第21条関係) 表 (略)</p>	<p>第25条 (略) 別表(第17条関係) 表 (略) 改正附則 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市農業及び漁業集落排水処理施設条例旧新対照表

旧	新																																								
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第3条)</p> <p>第2章 排水設備の設置(第4条—第8条)</p> <p>第3章 排水処理施設の使用(第9条—第15条)</p> <p><u>第4章 占用(第16条—第18条)</u></p> <p><u>第5章 雑則(第19条—第23条)</u></p> <p><u>第6章 罰則(第24条—第26条)</u></p> <p>附則</p> <p><u>(設置)</u></p> <p>第1条 <u>農業用排水等の水質保全並びに漁港及びその周辺水域の浄化を図り、もって農業集落及び漁業集落の生活環境の改善及び公衆衛生の向上に寄与するため、次に掲げる農業集落排水処理施設及び漁業集落排水処理施設(以下「排水処理施設」という。)を設置する。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第3条)</p> <p>第2章 排水設備の設置(第4条—第8条)</p> <p>第3章 排水処理施設の使用(第9条—第15条)</p> <p>(削除)</p> <p><u>第4章 雑則(第16条—第20条)</u></p> <p><u>第5章 罰則(第21条—第23条)</u></p> <p>附則</p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 <u>この条例は、次に掲げる農業集落排水処理施設及び漁業集落排水処理施設(以下「排水処理施設」という。)の管理及び使用について必要な事項を定めるものとする。</u></p>																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>瀬崎地区農業集落排水処理施設</td> <td>舞鶴市字瀬崎地内</td> </tr> <tr> <td>大丹生地区農業集落排水処理施設</td> <td>舞鶴市字大丹生地内</td> </tr> <tr> <td>平・赤野地区農業集落排水処理施設</td> <td>舞鶴市字平、字赤野地内</td> </tr> <tr> <td>久田美地区農業集落排水処理施設</td> <td>舞鶴市字久田美地内</td> </tr> <tr> <td>池内地区農業集落排水処理施設</td> <td>舞鶴市字堀、字池ノ内下、字布敷、字別所地内</td> </tr> <tr> <td>佐波賀地区農業集落排水処理施設</td> <td>舞鶴市字佐波賀地内</td> </tr> <tr> <td>三日市・上東・下東地区農業集落排水処理施設</td> <td>舞鶴市字三日市、字上東、字下東地内</td> </tr> <tr> <td>白杉地区農業集落排水処理施設</td> <td>舞鶴市字白杉地内</td> </tr> <tr> <td>千歳地区漁業集落排水処理施設</td> <td>舞鶴市字千歳地内</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	瀬崎地区農業集落排水処理施設	舞鶴市字瀬崎地内	大丹生地区農業集落排水処理施設	舞鶴市字大丹生地内	平・赤野地区農業集落排水処理施設	舞鶴市字平、字赤野地内	久田美地区農業集落排水処理施設	舞鶴市字久田美地内	池内地区農業集落排水処理施設	舞鶴市字堀、字池ノ内下、字布敷、字別所地内	佐波賀地区農業集落排水処理施設	舞鶴市字佐波賀地内	三日市・上東・下東地区農業集落排水処理施設	舞鶴市字三日市、字上東、字下東地内	白杉地区農業集落排水処理施設	舞鶴市字白杉地内	千歳地区漁業集落排水処理施設	舞鶴市字千歳地内	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>瀬崎地区農業集落排水処理施設</td> <td>舞鶴市字瀬崎地内</td> </tr> <tr> <td>大丹生地区農業集落排水処理施設</td> <td>舞鶴市字大丹生地内</td> </tr> <tr> <td>平・赤野地区農業集落排水処理施設</td> <td>舞鶴市字平、字赤野地内</td> </tr> <tr> <td>久田美地区農業集落排水処理施設</td> <td>舞鶴市字久田美地内</td> </tr> <tr> <td>池内地区農業集落排水処理施設</td> <td>舞鶴市字堀、字池ノ内下、字布敷、字別所地内</td> </tr> <tr> <td>佐波賀地区農業集落排水処理施設</td> <td>舞鶴市字佐波賀地内</td> </tr> <tr> <td>三日市・上東・下東地区農業集落排水処理施設</td> <td>舞鶴市字三日市、字上東、字下東地内</td> </tr> <tr> <td>白杉地区農業集落排水処理施設</td> <td>舞鶴市字白杉地内</td> </tr> <tr> <td>千歳地区漁業集落排水処理施設</td> <td>舞鶴市字千歳地内</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	瀬崎地区農業集落排水処理施設	舞鶴市字瀬崎地内	大丹生地区農業集落排水処理施設	舞鶴市字大丹生地内	平・赤野地区農業集落排水処理施設	舞鶴市字平、字赤野地内	久田美地区農業集落排水処理施設	舞鶴市字久田美地内	池内地区農業集落排水処理施設	舞鶴市字堀、字池ノ内下、字布敷、字別所地内	佐波賀地区農業集落排水処理施設	舞鶴市字佐波賀地内	三日市・上東・下東地区農業集落排水処理施設	舞鶴市字三日市、字上東、字下東地内	白杉地区農業集落排水処理施設	舞鶴市字白杉地内	千歳地区漁業集落排水処理施設	舞鶴市字千歳地内
名称	位置																																								
瀬崎地区農業集落排水処理施設	舞鶴市字瀬崎地内																																								
大丹生地区農業集落排水処理施設	舞鶴市字大丹生地内																																								
平・赤野地区農業集落排水処理施設	舞鶴市字平、字赤野地内																																								
久田美地区農業集落排水処理施設	舞鶴市字久田美地内																																								
池内地区農業集落排水処理施設	舞鶴市字堀、字池ノ内下、字布敷、字別所地内																																								
佐波賀地区農業集落排水処理施設	舞鶴市字佐波賀地内																																								
三日市・上東・下東地区農業集落排水処理施設	舞鶴市字三日市、字上東、字下東地内																																								
白杉地区農業集落排水処理施設	舞鶴市字白杉地内																																								
千歳地区漁業集落排水処理施設	舞鶴市字千歳地内																																								
名称	位置																																								
瀬崎地区農業集落排水処理施設	舞鶴市字瀬崎地内																																								
大丹生地区農業集落排水処理施設	舞鶴市字大丹生地内																																								
平・赤野地区農業集落排水処理施設	舞鶴市字平、字赤野地内																																								
久田美地区農業集落排水処理施設	舞鶴市字久田美地内																																								
池内地区農業集落排水処理施設	舞鶴市字堀、字池ノ内下、字布敷、字別所地内																																								
佐波賀地区農業集落排水処理施設	舞鶴市字佐波賀地内																																								
三日市・上東・下東地区農業集落排水処理施設	舞鶴市字三日市、字上東、字下東地内																																								
白杉地区農業集落排水処理施設	舞鶴市字白杉地内																																								
千歳地区漁業集落排水処理施設	舞鶴市字千歳地内																																								

旧		新	
成生地区漁業集落排水処理施設	舞鶴市字成生地内	成生地区漁業集落排水処理施設	舞鶴市字成生地内
田井地区漁業集落排水処理施設	舞鶴市字田井地内	田井地区漁業集落排水処理施設	舞鶴市字田井地内
<p>2 <u>排水処理施設は、下水を排除するために設ける排水管、排水渠その他の排水施設(かんがい排水施設及び次条第2号に規定する排水設備を除く。)、これに接続して下水を処理するために設ける処理施設(し尿浄化槽を除く。)</u>及びこれらの施設を補完するために設けるポンプ施設その他の施設をもって構成する。</p> <p>(供用開始の告示等)</p> <p>第3条 <u>市長</u>は、排水処理施設の供用を開始する場合は、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を告示しなければならない。当該事項を変更する場合も、また同様とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(排水設備の設置義務等)</p> <p>第4条 処理区域内において下水を排出する建築物(以下「建築物」という。)を所有する者は、排水設備を設置しなければならない。ただし、特別の理由により<u>市長</u>の許可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による排水設備の設置又は構造に係る技術上の基準に</p>		<p>(削除)</p> <p>(排水処理施設の構成)</p> <p>第1条の2 <u>排水処理施設は、下水を排除するために設ける排水管、排水渠その他の排水施設(かんがい排水施設及び排水設備を除く。)、これに接続して下水を処理するために設ける処理施設(し尿浄化槽を除く。)</u>及びこれらの施設を補完するために設けるポンプ施設その他の施設をもって構成する。</p> <p>(供用開始の告示等)</p> <p>第3条 <u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)</u>は、排水処理施設の供用を開始する場合は、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を告示しなければならない。当該事項を変更する場合も、また同様とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(排水設備の設置義務等)</p> <p>第4条 処理区域内において下水を排出する建築物(以下「建築物」という。)を所有する者は、排水設備を設置しなければならない。ただし、特別の理由により<u>管理者</u>の許可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による排水設備の設置又は構造に係る技術上の基準に</p>	

旧	新
<p>については、下水道法(昭和33年法律第79号)第10条第1項に規定する排水区域内の土地の下水を公共下水道を流入させるために必要な排水管、排水渠^{きよ}その他の排水施設について適用される下水道法施行令(昭和34年政令第147号)、<u>舞鶴市下水道条例</u>(昭和44年条例第6号。以下「<u>下水道条例</u>」という。)及び<u>舞鶴市下水道条例施行規則</u>(昭和44年規則第6号。以下「<u>下水道規則</u>」という。)に規定する技術上の基準の例による。</p> <p>(水洗便所への改造義務)</p> <p>第5条 処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、第3条の規定により告示された供用を開始する日から起算して3年以内に、当該くみ取便所を水洗便所に改造しなければならない。ただし、<u>市長</u>が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(排水設備の計画の確認等)</p> <p>第6条 排水設備の新設、増設又は改造(以下「排水設備の新設等」という。)を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備の設置及び構造に関して定めた法令に適合するものであることについて、<u>規則</u>で定めるところにより、<u>市長</u>の確認を受けなければならない。当該確認を受けた内容を変更しようとするときも、また同様とする。</p> <p>2 排水設備の新設等を行う者は、その工事が完了したときは、当該完了した日から起算して5日以内にその旨を<u>市長</u>に届け出て、その検査を受けなければならない。</p> <p>(排水設備の工事の施行)</p> <p>第7条 排水設備の新設等の工事は、<u>市長</u>又は<u>下水道条例</u>第6条第2項</p>	<p>については、下水道法(昭和33年法律第79号)第10条第1項に規定する排水区域内の土地の下水を公共下水道を流入させるために必要な排水管、排水渠^{きよ}その他の排水施設について適用される下水道法施行令(昭和34年政令第147号)、<u>舞鶴市公共下水道条例</u>(昭和44年条例第6号。以下「<u>公共下水道条例</u>」という。)及び<u>公共下水道条例に基づく企業管理規程</u>(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程をいう。)に規定する技術上の基準の例による。</p> <p>(水洗便所への改造義務)</p> <p>第5条 処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、第3条の規定により告示された供用を開始する日から起算して3年以内に、当該くみ取便所を水洗便所に改造しなければならない。ただし、<u>管理者</u>が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(排水設備の計画の確認等)</p> <p>第6条 排水設備の新設、増設又は改造(以下「排水設備の新設等」という。)を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備の設置及び構造に関して定めた法令に適合するものであることについて、<u>管理者</u>が定めるところにより、<u>管理者</u>の確認を受けなければならない。当該確認を受けた内容を変更しようとするときも、また同様とする。</p> <p>2 排水設備の新設等を行う者は、その工事が完了したときは、当該完了した日から起算して5日以内にその旨を<u>管理者</u>に届け出て、その検査を受けなければならない。</p> <p>(排水設備の工事の施行)</p> <p>第7条 排水設備の新設等の工事は、<u>管理者</u>又は<u>公共下水道条例</u>第6条</p>

旧	新
<p>の規定により指定された指定工事業者でなければ行うことができない。</p> <p>(工事材料)</p> <p>第8条 排水設備の新設等の工事に使用する材料は、<u>市長</u>が行う検査に合格したものでなければならない。</p> <p>(使用開始等の届出)</p> <p>第9条 使用者は、排水処理施設の使用を開始したときは、速やかに<u>市長</u>に届け出なければならない。排水処理施設の使用を休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときも、また同様とする。</p> <p>2 使用者が排水設備を共用しようとするときは、代表者を定めて、その旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。当該代表者に異動があったときも、また同様とする。</p> <p>(特定事業場からの下水の排除の制限)</p> <p>第11条 特定施設(<u>規則</u>で定めるものを除く。)を設置する工場又は事業場(以下「特定事業場」という。)から下水を排除して排水処理施設を使用する者は、<u>規則</u>で定める場合を除き、その水質が当該排水処理施設への排出口において下水道法第12条の2の規定の適用を受ける特定事業場から排除される下水について適用される下水道法施行令及び<u>下水道条例</u>に規定する水質の基準に適合しない下水を排除してはならない。</p> <p>(除害施設の設置等)</p> <p>第12条 使用者は、<u>下水道条例</u>第8条の2第1項及び第2項に定める水質の基準に適合しない下水(水洗便所から排除されるものを除く。)を継続して排除するときは、下水による障害を除去するための施設(以下「除害施設」という。)を設置しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第2項の規定により指定された指定工事業者でなければ行うことができない。</p> <p>(工事材料)</p> <p>第8条 排水設備の新設等の工事に使用する材料は、<u>管理者</u>が行う検査に合格したものでなければならない。</p> <p>(使用開始等の届出)</p> <p>第9条 使用者は、排水処理施設の使用を開始したときは、速やかに<u>管理者</u>に届け出なければならない。排水処理施設の使用を休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときも、また同様とする。</p> <p>2 使用者が排水設備を共用しようとするときは、代表者を定めて、その旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。当該代表者に異動があったときも、また同様とする。</p> <p>(特定事業場からの下水の排除の制限)</p> <p>第11条 特定施設(<u>管理者</u>が定めるものを除く。)を設置する工場又は事業場(以下「特定事業場」という。)から下水を排除して排水処理施設を使用する者は、<u>管理者</u>が定める場合を除き、その水質が当該排水処理施設への排出口において下水道法第12条の2の規定の適用を受ける特定事業場から排除される下水について適用される下水道法施行令及び<u>公共下水道条例</u>に規定する水質の基準に適合しない下水を排除してはならない。</p> <p>(除害施設の設置等)</p> <p>第12条 使用者は、<u>公共下水道条例</u>第8条の2第1項及び第2項に定める水質の基準に適合しない下水(水洗便所から排除されるものを除く。)を継続して排除するときは、下水による障害を除去するための施設(以下「除害施設」という。)を設置しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

旧	新
<p>(分担金の徴収等)</p> <p>第13条の2 (略)</p> <p>2 分担金の額は、各年度ごとに当該年度の事業に要する経費の10分の1に相当する額を住宅の戸数(住宅以外のものについては<u>規則</u>で定める戸数)で除して得た額とし、その1戸当たりの総額は50万円を超えないものとする。</p> <p>3 <u>市長</u>は、分担金を徴収しようとするときは、納期限その他分担金の徴収に関し必要な事項を受益者に通知しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>市長</u>は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、分担金の徴収を猶予し、納期限を延長することができる。</p> <p>(負担金の徴収等)</p> <p>第13条の3 <u>市長</u>は、供用開始後、排水処理施設の排水管又は排水渠<small>きよ</small>に新たに汚水を流入させるための工事を行う場合は、その原因者から当該工事に要する経費相当額を負担金として徴収することができる。ただし、その額は、前条第2項の規定により算定した総額の金額を超えないものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第14条 <u>市長</u>は、使用者から排水処理施設の使用料を徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第15条 排水処理施設のうち排水施設の暗渠<small>きよ</small>である構造の部分に固着して排水施設を設ける行為(第4条第1項及び第2項の規定により</p>	<p>(分担金の徴収等)</p> <p>第13条の2 (略)</p> <p>2 分担金の額は、各年度ごとに当該年度の事業に要する経費の10分の1に相当する額を住宅の戸数(住宅以外のものについては<u>管理者</u>が定める戸数)で除して得た額とし、その1戸当たりの総額は50万円を超えないものとする。</p> <p>3 <u>管理者</u>は、分担金を徴収しようとするときは、納期限その他分担金の徴収に関し必要な事項を受益者に通知しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>管理者</u>は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、分担金の徴収を猶予し、納期限を延長することができる。</p> <p>(負担金の徴収等)</p> <p>第13条の3 <u>管理者</u>は、供用開始後、排水処理施設の排水管又は排水渠<small>きよ</small>に新たに汚水を流入させるための工事を行う場合は、その原因者から当該工事に要する経費相当額を負担金として徴収することができる。ただし、その額は、前条第2項の規定により算定した総額の金額を超えないものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第14条 <u>管理者</u>は、使用者から排水処理施設の使用料を徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第15条 排水処理施設のうち排水施設の暗渠<small>きよ</small>である構造の部分に固着して排水施設を設ける行為(第4条第1項及び第2項の規定により</p>

旧	新
<p>排水設備を設けるもの及び規則で定める軽微なものを除く。)をしようとする者は、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 排水処理施設の付近地における掘削工事等排水処理施設に影響を及ぼすおそれのある行為をしようとする者は、<u>市長</u>に届け出てその指示を受けなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><u>第4章 占用</u> (占用の許可)</p> <p><u>第16条</u> 排水処理施設及びその敷地(以下「処理施設敷」という。)を占用しようとする者は、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(占用料)</u></p> <p><u>第17条</u> <u>市長</u>は、前条の規定により占用の許可を受けた者(以下「<u>占用者</u>」という。)から、<u>占用料</u>を徴収する。</p> <p>2 <u>占用料</u>の額及び徴収方法は、<u>舞鶴市行政財産使用料条例</u>(平成4年条例第6号)に定めるところによる。この場合において、同条例中「<u>使用料</u>」とあるのは「<u>占用料</u>」と、「<u>使用</u>」とあるのは「<u>占用</u>」とそれぞれ読み替える。</p> <p style="text-align: center;"><u>(原状復旧)</u></p> <p><u>第18条</u> <u>占用者</u>は、<u>処理施設敷</u>の<u>占用</u>の期間が終了した場合又は<u>占用</u>を廃止した場合は、直ちにこれを原状に回復するとともに、<u>市長</u>に届け出てその<u>検査</u>を受けなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 雑則</u> (確認申請審査手数料)</p> <p><u>第19条</u> <u>市長</u>は、第6条第1項の確認の申請をした者から、<u>下水道条例別表第2</u>に定める確認申請審査手数料を徴収する。</p> <p style="text-align: center;">(分担金等の減免)</p>	<p>排水設備を設けるもの及び<u>管理者</u>が定める軽微なものを除く。)をしようとする者は、<u>管理者</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 排水処理施設の付近地における掘削工事等排水処理施設に影響を及ぼすおそれのある行為をしようとする者は、<u>管理者</u>に届け出てその指示を受けなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p style="text-align: center;"><u>第4章 雑則</u> (確認申請審査手数料)</p> <p><u>第16条</u> <u>管理者</u>は、第6条第1項の確認の申請をした者から、<u>公共下水道条例別表</u>に定める確認申請審査手数料を徴収する。</p> <p style="text-align: center;">(分担金等の減免)</p>

旧	新
<p>第20条 <u>市長</u>は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、分担金、負担金、<u>占用料</u>又は確認申請審査手数料を減免することができる。</p> <p>(補助管理人)</p> <p>第21条 <u>市長</u>は、必要があると認めるときは、処理区域内に補助管理人を置き、排水処理施設の維持管理の作業に当たらせることができる。</p> <p>(監督処分等)</p> <p>第22条 <u>市長</u>は、偽りその他不正な手段によりこの条例による許可を受けた者又はこの条例若しくはこの条例の規定に基づく処分に違反した者に対し、この条例に基づく許可を取り消し、若しくはこれに付した条件を変更し、又は行為若しくは工事中止、変更その他の必要な措置を命じることができる。</p> <p>2 <u>市長</u>は、排水処理施設の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じた場合は、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命じることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>第6章 罰則</p> <p>第24条 <u>市長</u>は、第22条の規定による<u>市長</u>の命令に違反した者に対して、5万円以下の過料に処することができる。</p> <p>第25条 詐欺その他不正の行為により<u>占用料</u>又は確認申請審査手数料の徴収を免れた者に対して、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処することができる。</p>	<p>第17条 <u>管理者</u>は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、分担金、負担金又は確認申請審査手数料を減免することができる。</p> <p>(補助管理人)</p> <p>第18条 <u>管理者</u>は、必要があると認めるときは、処理区域内に補助管理人を置き、排水処理施設の維持管理の作業に当たらせることができる。</p> <p>(監督処分等)</p> <p>第19条 <u>管理者</u>は、偽りその他不正な手段によりこの条例による許可を受けた者又はこの条例若しくはこの条例の規定に基づく処分に違反した者に対し、この条例に基づく許可を取り消し、若しくはこれに付した条件を変更し、又は行為若しくは工事中止、変更その他の必要な措置を命じることができる。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、排水処理施設の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じた場合は、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命じることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>管理者</u>が定める。</p> <p>第5章 罰則</p> <p>第21条 <u>市長</u>は、第19条の規定による命令に違反した者に対して、5万円以下の過料に処することができる。</p> <p>第22条 詐欺その他不正の行為により確認申請審査手数料の徴収を免れた者に対して、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処することができる。</p>

旧	新
<u>第26条</u> (略)	<u>第23条</u> (略) 改正附則 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

舞鶴市公設浄化槽条例旧新対照表

旧	新
<p><u>舞鶴市公設浄化槽条例</u></p>	<p><u>舞鶴市合併処理浄化槽条例</u></p>
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 <u>公設浄化槽の設置等</u>(第3条—第7条)</p> <p>第3章 排水設備の設置(第8条—第10条)</p> <p>第4章 分担金の徴収(第11条・第12条)</p> <p>第5章 <u>公設浄化槽の使用</u>(第13条—第19条)</p> <p>第6章 私設浄化槽の寄附(第20条)</p> <p>第7章 雑則(第21条—第26条)</p> <p>第8章 罰則(第27条—第29条)</p> <p>附則</p> <p><u>(設置)</u></p> <p><u>第1条 生活排水の適正な処理を推進し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、公設浄化槽を設置する。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>公設浄化槽</u> 浄化槽(浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽をいう。以下同じ。)のうち、舞鶴市が設置し、及び管理する施設をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 住宅等所有者 <u>次条に規定する対象区域内</u>において、住宅等を所有する者(住宅等を建築中の建築主又は建築しようとする建築主(販売を目的とする者を除く。))を含む。)をいう。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 <u>合併処理浄化槽の設置手続等</u>(第3条—第7条)</p> <p>第3章 排水設備の設置(第8条—第10条)</p> <p>第4章 分担金の徴収(第11条・第12条)</p> <p>第5章 <u>合併処理浄化槽の使用</u>(第13条—第19条)</p> <p>第6章 私設浄化槽の寄附(第20条)</p> <p>第7章 雑則(第21条—第26条)</p> <p>第8章 罰則(第27条—第29条)</p> <p>附則</p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、合併処理浄化槽の設置手続、管理及び使用について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>合併処理浄化槽</u> 浄化槽(浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽をいう。以下同じ。)のうち、舞鶴市が設置し、及び管理する施設をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 住宅等所有者 <u>舞鶴市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第26号)別表第2に規定する合併処理浄化槽事業の対象区域(以下「対象区域」という。)</u>内において、住宅</p>

旧	新
<p>(4) 排水設備 住宅等から生活排水(し尿及び雑排水(工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。))をいう。以下同じ。)を<u>公設浄化槽</u>に流入させ、又は<u>公設浄化槽</u>で処理した生活排水を放流するために必要な排水管、排水渠^{きよ}その他の排水施設で住宅等所有者が設置し、及び管理するものをいう。</p> <p>(5) 使用者 生活排水を<u>公設浄化槽</u>に排除してこれを使用する者をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第2章 公設浄化槽の設置等</u> (対象区域)</p> <p><u>第3条 公設浄化槽の設置の対象となる区域(以下「対象区域」という。)</u>は、次に掲げる区域以外の区域で市長が定めるものとする。</p> <p>(1) <u>下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項に規定する事業計画において定められた予定処理区域</u></p> <p>(2) <u>舞鶴市農業及び漁業集落排水処理施設条例(平成6年条例第28号)第3条第3号に規定する処理区域</u> (設置の申請、工事計画書の作成等)</p> <p>第4条 <u>公設浄化槽の設置を希望する住宅等所有者(以下「申請者」という。)</u>は、<u>市長</u>に設置の申請をしなければならない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、<u>公設浄化槽</u>の設置の適否を決定するものとする。</p> <p>3 <u>市長</u>は、<u>公設浄化槽</u>を設置することを決定したときは、その旨及</p>	<p>等を所有する者(住宅等を建築中の建築主又は建築しようとする建築主(販売を目的とする者を除く。))を含む。)をいう。</p> <p>(4) 排水設備 住宅等から生活排水(し尿及び雑排水(工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。))をいう。以下同じ。)を<u>合併処理浄化槽</u>に流入させ、又は<u>合併処理浄化槽</u>で処理した生活排水を放流するために必要な排水管、排水渠^{きよ}その他の排水施設で住宅等所有者が設置し、及び管理するものをいう。</p> <p>(5) 使用者 生活排水を<u>合併処理浄化槽</u>に排除してこれを使用する者をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第2章 合併処理浄化槽の設置手続等</u></p> <p><u>第3条 削除</u></p> <p>(設置の申請、工事計画書の作成等)</p> <p>第4条 <u>合併処理浄化槽の設置を希望する住宅等所有者(以下「申請者」という。)</u>は、<u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)</u>に設置の申請をしなければならない。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、<u>合併処理浄化槽</u>の設置の適否を決定するものとする。</p> <p>3 <u>管理者</u>は、<u>合併処理浄化槽</u>を設置することを決定したときは、そ</p>

旧	新
<p>び当該<u>公設浄化槽</u>の規模を申請者に通知するとともに、工事計画書を作成し、当該申請者の承認を求めるものとする。</p> <p>4 <u>市長</u>は、<u>公設浄化槽</u>を設置しないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。</p> <p>5 第3項の工事計画書の内容を承認した申請者は、当該工事計画書に基づく<u>公設浄化槽</u>の設置について、必要な協力をしなければならない。</p> <p>(土地の無償使用)</p> <p>第5条 前条第5項に規定する申請者及び<u>公設浄化槽</u>が設置される敷地について権原を有する者は、<u>公設浄化槽</u>が設置されている間、当該設置に係る土地を無償で舞鶴市の使用に供するものとする。</p> <p>(設置完了の通知)</p> <p>第6条 <u>市長</u>は、<u>公設浄化槽</u>の設置を完了したときは、当該申請者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(標準的な工事以外の工事に要する費用)</p> <p>第7条 <u>公設浄化槽</u>の設置において、標準的な工事として<u>規則</u>で定める工事以外の工事を必要とするときは、当該工事に要する費用は、当該申請者の負担とする。</p> <p>(排水設備の設置義務)</p> <p>第8条 <u>公設浄化槽</u>の設置を受けた者(以下「受益者」という。)は、第6条の規定による通知後遅滞なく排水設備を設置し、生活排水を<u>公設浄化槽</u>により処理しなければならない。ただし、<u>市長</u>が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(排水設備の計画の確認等)</p> <p>第9条 排水設備の新設、増設又は改造(以下「新設等」という。)を</p>	<p>の旨及び当該<u>合併処理浄化槽</u>の規模を申請者に通知するとともに、工事計画書を作成し、当該申請者の承認を求めるものとする。</p> <p>4 <u>管理者</u>は、<u>合併処理浄化槽</u>を設置しないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。</p> <p>5 第3項の工事計画書の内容を承認した申請者は、当該工事計画書に基づく<u>合併処理浄化槽</u>の設置について、必要な協力をしなければならない。</p> <p>(土地の無償使用)</p> <p>第5条 前条第5項に規定する申請者及び<u>合併処理浄化槽</u>が設置される敷地について権原を有する者は、<u>合併処理浄化槽</u>が設置されている間、当該設置に係る土地を無償で舞鶴市の使用に供するものとする。</p> <p>(設置完了の通知)</p> <p>第6条 <u>管理者</u>は、<u>合併処理浄化槽</u>の設置を完了したときは、当該申請者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(標準的な工事以外の工事に要する費用)</p> <p>第7条 <u>合併処理浄化槽</u>の設置において、標準的な工事として<u>管理者</u>が定める工事以外の工事を必要とするときは、当該工事に要する費用は、当該申請者の負担とする。</p> <p>(排水設備の設置義務)</p> <p>第8条 <u>合併処理浄化槽</u>の設置を受けた者(以下「受益者」という。)は、第6条の規定による通知後遅滞なく排水設備を設置し、生活排水を<u>合併処理浄化槽</u>により処理しなければならない。ただし、<u>管理者</u>が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(排水設備の計画の確認等)</p> <p>第9条 排水設備の新設、増設又は改造(以下「新設等」という。)を</p>

旧	新
<p>行おうとする受益者は、あらかじめ、当該新設等の計画が排水設備の設置及び構造に関して定めた法令に適合するものであることについて、<u>規則</u>で定めるところにより、<u>市長</u>の確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 排水設備の新設等を行った受益者は、その工事が完了したときは、当該完了した日から起算して5日以内にその旨を<u>市長</u>に届け出て、その検査を受けなければならない。 (排水設備の工事の施行等)</p> <p>第10条 排水設備の新設等の工事は、<u>市長</u>又は<u>舞鶴市下水道条例</u>(昭和44年条例第6号)の規定により指定された指定工事業者でなければ行うことができない。</p> <p>2 排水設備の新設等の工事に使用する材料は、<u>市長</u>が行う検査に合格したものでなければならない。</p> <p>3 (略) (分担金の徴収等)</p> <p>第11条 <u>市長</u>は、受益者から分担金を徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>市長</u>は、分担金を徴収しようとするときは、納期限その他分担金の徴収に関し必要な事項を受益者に通知しなければならない。</p> <p>4 <u>市長</u>は、分担金を一括して徴収するものとする。ただし、特別の理由があると認めるときは、分担金の徴収を猶予し、納期限を延長することができる。</p> <p>第5章 <u>公設浄化槽</u>の使用 (使用開始等の届出)</p> <p>第13条 使用者は、<u>公設浄化槽</u>の使用を開始し、休止し、若しくは廃</p>	<p>行おうとする受益者は、あらかじめ、当該新設等の計画が排水設備の設置及び構造に関して定めた法令に適合するものであることについて、<u>管理者</u>が定めるところにより、<u>管理者</u>の確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 排水設備の新設等を行った受益者は、その工事が完了したときは、当該完了した日から起算して5日以内にその旨を<u>管理者</u>に届け出て、その検査を受けなければならない。 (排水設備の工事の施行等)</p> <p>第10条 排水設備の新設等の工事は、<u>管理者</u>又は<u>舞鶴市公共下水道条例</u>(昭和44年条例第6号)<u>第6条第2項</u>の規定により指定された指定工事業者でなければ行うことができない。</p> <p>2 排水設備の新設等の工事に使用する材料は、<u>管理者</u>が行う検査に合格したものでなければならない。</p> <p>3 (略) (分担金の徴収等)</p> <p>第11条 <u>管理者</u>は、受益者から分担金を徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>管理者</u>は、分担金を徴収しようとするときは、納期限その他分担金の徴収に関し必要な事項を受益者に通知しなければならない。</p> <p>4 <u>管理者</u>は、分担金を一括して徴収するものとする。ただし、特別の理由があると認めるときは、分担金の徴収を猶予し、納期限を延長することができる。</p> <p>第5章 <u>合併処理浄化槽</u>の使用 (使用開始等の届出)</p> <p>第13条 使用者は、<u>合併処理浄化槽</u>の使用を開始し、休止し、若しく</p>

旧	新
<p>止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、速やかにその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(使用者等の責務)</p> <p>第14条 使用者は、土砂、ごみ、油脂、農薬その他<u>公設浄化槽</u>の機能を妨げ、又は<u>公設浄化槽</u>を損傷するおそれのあるものを<u>公設浄化槽</u>に排除してはならない。</p> <p>2 受益者、使用者及び<u>公設浄化槽</u>が設置された敷地について権原を有する者(以下「保管義務者」という。)は、<u>公設浄化槽</u>を損傷し、その他<u>公設浄化槽</u>の機能を損なう行為をしてはならない。</p> <p>3 <u>市長</u>は、保管義務者が前2項の規定に違反していると認めるときは、その改善のため必要な措置を命じることができる。</p> <p>4 保管義務者は、<u>市長</u>が行う<u>公設浄化槽</u>の保守点検、清掃等の作業が適正に実施できるよう必要な協力をしなければならない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第15条 <u>市長</u>は、使用者から<u>公設浄化槽</u>の使用料を徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(確認申請審査手数料)</p> <p>第16条 <u>市長</u>は、第9条第1項の規定により<u>市長</u>の確認を受けようとした者から<u>舞鶴市下水道条例別表第2</u>に定める確認申請審査手数料(以下「手数料」という。)を徴収する。</p> <p>(分担金等の減免)</p> <p>第18条 <u>市長</u>は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、分担金又は手数料を減免することができる。</p> <p>(電気料金及び水道料金の負担)</p> <p>第19条 <u>公設浄化槽</u>の使用に係る電気料金及び水道料金は、使用者の</p>	<p>は廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、速やかにその旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>(使用者等の責務)</p> <p>第14条 使用者は、土砂、ごみ、油脂、農薬その他<u>合併処理浄化槽</u>の機能を妨げ、又は<u>合併処理浄化槽</u>を損傷するおそれのあるものを<u>合併処理浄化槽</u>に排除してはならない。</p> <p>2 受益者、使用者及び<u>合併処理浄化槽</u>が設置された敷地について権原を有する者(以下「保管義務者」という。)は、<u>合併処理浄化槽</u>を損傷し、その他<u>合併処理浄化槽</u>の機能を損なう行為をしてはならない。</p> <p>3 <u>管理者</u>は、保管義務者が前2項の規定に違反していると認めるときは、その改善のため必要な措置を命じることができる。</p> <p>4 保管義務者は、<u>管理者</u>が行う<u>合併処理浄化槽</u>の保守点検、清掃等の作業が適正に実施できるよう必要な協力をしなければならない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第15条 <u>管理者</u>は、使用者から<u>合併処理浄化槽</u>の使用料を徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(確認申請審査手数料)</p> <p>第16条 <u>管理者</u>は、第9条第1項の規定により<u>管理者</u>の確認を受けようとした者から<u>舞鶴市公共下水道条例別表</u>に定める確認申請審査手数料(以下「手数料」という。)を徴収する。</p> <p>(分担金等の減免)</p> <p>第18条 <u>管理者</u>は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、分担金又は手数料を減免することができる。</p> <p>(電気料金及び水道料金の負担)</p> <p>第19条 <u>合併処理浄化槽</u>の使用に係る電気料金及び水道料金は、使用</p>

旧	新
<p>負担とする。 (私設浄化槽の寄附)</p> <p>第20条 対象区域内の住宅等に設置されている浄化槽(公設浄化槽を除く。以下「私設浄化槽」という。)を所有する者は、<u>規則</u>で定めるところにより、<u>市長</u>に対し当該私設浄化槽の寄附を申し出ることができる。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定による申出があったときは、受入れの適否を審査し、その結果を当該申出を行った者に通知するものとする。</p> <p>3 前項の規定により<u>市長</u>が寄附を受け入れた私設浄化槽は、<u>公設浄化槽</u>とみなし、この条例(分担金及び手数料に関する規定を除く。)及びこの条例に基づく<u>規則</u>の規定を適用する。</p> <p>(受益者等の変更の届出)</p> <p>第21条 受益者又は使用者は、<u>公設浄化槽</u>が設置されている住宅等若しくはその敷地の所有者又は使用者に変更があったときは、速やかにその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(<u>公設浄化槽</u>の移動等)</p> <p>第22条 受益者は、自己の都合により、既設の<u>公設浄化槽</u>を移動し、又は撤去しようとするときは、<u>市長</u>に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の承認を受けた受益者は、自己の負担により、当該<u>公設浄化槽</u>を移動し、又は撤去するものとする。</p> <p>3 受益者は、<u>公設浄化槽</u>が設置された住宅等の規模又は用途を変更しようとするときは、あらかじめその旨を<u>市長</u>に届け出て、その指示に従わなければならない。</p>	<p>者の負担とする。 (私設浄化槽の寄附)</p> <p>第20条 対象区域内の住宅等に設置されている浄化槽(<u>合併処理浄化槽</u>を除く。以下「私設浄化槽」という。)を所有する者は、<u>管理者</u>が定めるところにより、<u>管理者</u>に対し当該私設浄化槽の寄附を申し出ることができる。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、前項の規定による申出があったときは、受入れの適否を審査し、その結果を当該申出を行った者に通知するものとする。</p> <p>3 前項の規定により<u>管理者</u>が寄附を受け入れた私設浄化槽は、<u>合併処理浄化槽</u>とみなし、この条例(分担金及び手数料に関する規定を除く。)及びこの条例に基づく<u>企業管理規程</u>(<u>地方公営企業法</u>(昭和27年法律第292号)第10条に規定する<u>企業管理規程</u>をいう。以下同じ。)の規定を適用する。</p> <p>(受益者等の変更の届出)</p> <p>第21条 受益者又は使用者は、<u>合併処理浄化槽</u>が設置されている住宅等若しくはその敷地の所有者又は使用者に変更があったときは、速やかにその旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>(<u>合併処理浄化槽</u>の移動等)</p> <p>第22条 受益者は、自己の都合により、既設の<u>合併処理浄化槽</u>を移動し、又は撤去しようとするときは、<u>管理者</u>に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の承認を受けた受益者は、自己の負担により、当該<u>合併処理浄化槽</u>を移動し、又は撤去するものとする。</p> <p>3 受益者は、<u>合併処理浄化槽</u>が設置された住宅等の規模又は用途を変更しようとするときは、あらかじめその旨を<u>管理者</u>に届け出て、その指示に従わなければならない。</p>

旧	新
<p>(立入検査等)</p> <p>第23条 <u>市長</u>は、この条例の施行に必要な限度において、保管義務者に対し必要な資料の提出若しくは報告を求め、又は職員若しくは<u>市長</u>が委任した者(次項において「職員等」という。)に<u>公設浄化槽</u>が設置されている住宅等若しくはその敷地に立ち入り、当該<u>公設浄化槽</u>、排水設備等の検査をさせることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(監督処分)</p> <p>第24条 <u>市長</u>は、偽りその他不正な手段により、この条例の規定による処分を受けた者又はこの条例若しくはこの条例に基づく<u>規則</u>に違反している者に対し、この条例の規定によってした処分を取り消し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他必要な措置を命じることができる。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第25条 <u>公設浄化槽</u>を損傷し、若しくは滅失し、又はその機能に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、<u>市長</u>がやむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額を減免することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>第27条 市長は、第24条の規定による<u>市長</u>の命令に違反した者に対して、5万円以下の過料に処する。</p>	<p>(立入検査等)</p> <p>第23条 <u>管理者</u>は、この条例の施行に必要な限度において、保管義務者に対し必要な資料の提出若しくは報告を求め、又は職員若しくは<u>管理者</u>が委任した者(次項において「職員等」という。)に<u>合併処理浄化槽</u>が設置されている住宅等若しくはその敷地に立ち入り、当該<u>合併処理浄化槽</u>、排水設備等の検査をさせることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(監督処分)</p> <p>第24条 <u>管理者</u>は、偽りその他不正な手段により、この条例の規定による処分を受けた者又はこの条例若しくはこの条例に基づく<u>企業管理規程</u>に違反している者に対し、この条例の規定によってした処分を取り消し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他必要な措置を命じることができる。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第25条 <u>合併処理浄化槽</u>を損傷し、若しくは滅失し、又はその機能に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、<u>管理者</u>がやむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額を減免することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>管理者</u>が定める。</p> <p>第27条 市長は、第24条の規定による命令に違反した者に対して、5万円以下の過料に処する。</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市下水道使用料条例旧新対照表

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>舞鶴市下水道条例</u>(昭和44年条例第6号)第12条第2項、<u>舞鶴市農業及び漁業集落排水処理施設条例</u>(平成6年条例第28号)第14条第2項及び<u>舞鶴市公設浄化槽条例</u>(平成17年条例第11号)第15条第2項の規定に基づき、舞鶴市が設置する公共下水道、集落排水処理施設及び<u>公設浄化槽</u>(以下「公共下水道等」という。)の使用に係る使用料(以下「使用料」という。)の額及び徴収方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 公共下水道 <u>下水道法</u>(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道をいう。</p> <p>(2) 集落排水処理施設 <u>舞鶴市農業及び漁業集落排水処理施設条例</u>第1条第2項に規定する排水処理施設をいう。</p> <p>(3) <u>公設浄化槽</u> <u>舞鶴市公設浄化槽条例</u>第2条第1項第1号に規定する公設浄化槽をいう。</p> <p>(4) 使用者 <u>舞鶴市下水道条例</u>第3条第8号、<u>舞鶴市農業及び漁業集落排水処理施設条例</u>第2条第4号又は<u>舞鶴市公設浄化槽条例</u>第2条第1項第5号に規定する使用者をいう。</p> <p>(汚水排出量の認定等)</p> <p>第4条 <u>前条第1項</u>の汚水排出量は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 前項第2号に該当する場合において、使用者は使用状況を<u>市長</u>に申告しなければならない。この場合において、<u>市長</u>は、その申告に係</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>舞鶴市公共下水道条例</u>(昭和44年条例第6号)第12条第2項、<u>舞鶴市農業及び漁業集落排水処理施設条例</u>(平成6年条例第28号)第14条第2項及び<u>舞鶴市合併処理浄化槽条例</u>(平成17年条例第11号)第15条第2項の規定に基づき、舞鶴市が設置する公共下水道、集落排水処理施設及び<u>合併処理浄化槽</u>(以下「公共下水道等」という。)の使用に係る使用料(以下「使用料」という。)の額及び徴収方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 公共下水道 <u>舞鶴市公共下水道条例</u>第3条第2号に規定する公共下水道をいう。</p> <p>(2) 集落排水処理施設 <u>舞鶴市農業及び漁業集落排水処理施設条例</u>第1条に規定する排水処理施設をいう。</p> <p>(3) <u>合併処理浄化槽</u> <u>舞鶴市合併処理浄化槽条例</u>第2条第1項第1号に規定する合併処理浄化槽をいう。</p> <p>(4) 使用者 <u>舞鶴市公共下水道条例</u>第3条第8号、<u>舞鶴市農業及び漁業集落排水処理施設条例</u>第2条第4号又は<u>舞鶴市合併処理浄化槽条例</u>第2条第1項第5号に規定する使用者をいう。</p> <p>(汚水排出量の認定等)</p> <p>第4条 <u>別表</u>の汚水排出量は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 前項第2号に該当する場合において、使用者は使用状況を<u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>(以下「管理者」という。)</p>

旧	新
<p>る使用状況を勘案して使用水量を認定する。</p> <p>3 汚水排出量と使用水量が著しく異なる使用者は、使用状況を<u>市長</u>に申告しなければならない。この場合において、<u>市長</u>は、その申告に係る使用状況を勘案して汚水排出量を認定する。</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 使用料は、<u>市長</u>が定める納期限までに納入しなければならない。</p> <p>3 公共下水道等の一時的な使用で<u>市長</u>が特に認めた場合においては、第1項の規定にかかわらず、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道等の使用を廃止した旨の届出があったとき又は<u>市長</u>が必要と認めたときに行う。</p> <p>4 (略)</p> <p>(報告又は資料の提出)</p> <p>第6条 <u>市長</u>は、使用料を算出するため、必要な限度において使用者から報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>(使用料の減免等)</p> <p>第8条 <u>市長</u>は、<u>規則</u>で定めるところにより、使用料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>に申告しなければならない。この場合において、<u>管理者</u>は、その申告に係る使用状況を勘案して使用水量を認定する。</p> <p>3 汚水排出量と使用水量が著しく異なる使用者は、使用状況を<u>管理者</u>に申告しなければならない。この場合において、<u>管理者</u>は、その申告に係る使用状況を勘案して汚水排出量を認定する。</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 使用料は、<u>管理者</u>が定める納期限までに納入しなければならない。</p> <p>3 公共下水道等の一時的な使用で<u>管理者</u>が特に認めた場合においては、第1項の規定にかかわらず、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道等の使用を廃止した旨の届出があったとき又は<u>管理者</u>が必要と認めたときに行う。</p> <p>4 (略)</p> <p>(報告又は資料の提出)</p> <p>第6条 <u>管理者</u>は、使用料を算出するため、必要な限度において使用者から報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>(使用料の減免等)</p> <p>第8条 <u>管理者</u>は、<u>別に</u>定めるところにより、使用料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>管理者</u>が定める。</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市特別会計条例旧新対照表

旧	新
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため、設置する。</p> <p>(1) 水道事業会計 水道事業</p> <p>(2) 病院事業会計 病院事業</p> <p>(3) 国民健康保険事業会計 国民健康保険事業</p> <p>(4) 貯木事業会計 貯木事業</p> <p>(5) <u>下水道事業会計 下水道事業</u></p> <p>(6)から(8)まで (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため、設置する。</p> <p>(1) 水道事業会計 水道事業</p> <p>(2) <u>下水道事業会計 下水道事業</u></p> <p>(3) 病院事業会計 病院事業</p> <p>(4) 国民健康保険事業会計 国民健康保険事業</p> <p>(5) 貯木事業会計 貯木事業</p> <p>(削除)</p> <p>(6)から(8)まで (略)</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>

重要な公の施設の長期かつ独占的な利用及び廃止に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(特別議決を要する特に重要な公の施設の範囲)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる公の施設について、これを廃止し、又は10年を超える期間にわたり独占的な利用をさせる場合は、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。</p> <p><u>(1) 上水道</u></p> <p><u>(2) 下水道</u></p> <p>(3)及び(4) (略)</p>	<p>(特別議決を要する特に重要な公の施設の範囲)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる公の施設について、これを廃止し、又は10年を超える期間にわたり独占的な利用をさせる場合は、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。</p> <p><u>(1) 水道</u></p> <p><u>(2) 公共下水道</u></p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>

分担金等に係る規制等に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(督促)</p> <p>第3条 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の市の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、<u>市長</u>は、納期限後30日目までに15日以内の期限を指定して、督促状を発しなければならない。</p> <p>2から7まで (略)</p> <p>(滞納処分)</p> <p>第4条 市長又はその委任を受けた<u>市職員</u>は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の市の歳入につき前条第1項の規定による督促状を受けた者が同条同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る同条第2項及び第3項の手数料及び延滞金について、その指定期限後60日目までに市税の滞納処分の例により滞納処分に着手しなければならない。</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(督促)</p> <p>第3条 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の市の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、<u>市長(公営企業の管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。)</u>は、納期限後30日目までに15日以内の期限を指定して、督促状を発しなければならない。</p> <p>2から7まで (略)</p> <p>(滞納処分)</p> <p>第4条 市長又はその委任を受けた<u>市職員(公営企業職員を含む。以下同じ。)</u>は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の市の歳入につき前条第1項の規定による督促状を受けた者が同条同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る同条第2項及び第3項の手数料及び延滞金について、その指定期限後60日目までに市税の滞納処分の例により滞納処分に着手しなければならない。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市水洗便所等改造資金貸付条例旧新対照表

旧	新
<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 処理区域 <u>舞鶴市下水道条例</u>(昭和44年条例第6号。以下「<u>下水道条例</u>」という。)第3条第3号に規定する処理区域及び舞鶴市農業及び漁業集落排水処理施設条例(平成6年条例第28号。以下「<u>集落排水条例</u>」という。)第3条第3号に規定する処理区域をいう。</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p> <p>(貸付対象者)</p> <p>第2条 資金の貸付けの対象となる者(以下「貸付対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 処理区域内の住宅の所有者等で当該住宅の既設の便所の水洗式のものへの改造等を行い、<u>下水道条例</u>第4条第2号に規定する汚水を<u>同条例</u>第3条第2号の公共下水道に排除しようとするもの</p> <p>(2) 処理区域内の住宅の所有者等で当該住宅の既設の便所の水洗式のものへの改造等を行い、<u>集落排水条例</u>第2条第1号の下水を<u>同条例</u>第1条第2項の排水処理施設に排除しようとするもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(資金の貸付け)</p> <p>第6条 市長は、水洗式の便所への改造等に係るものにあつては<u>下水道条例</u>第5条第2項又は<u>集落排水条例</u>第6条第2項の規定による工事完了の<u>検査をした後</u>に、合併処理浄化槽付設の便所への改造等に係</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 処理区域 <u>舞鶴市公共下水道条例</u>(昭和44年条例第6号。以下「<u>公共下水道条例</u>」という。)第3条第3号に規定する処理区域及び舞鶴市農業及び漁業集落排水処理施設条例(平成6年条例第28号。以下「<u>集落排水条例</u>」という。)第3条第3号に規定する処理区域をいう。</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p> <p>(貸付対象者)</p> <p>第2条 資金の貸付けの対象となる者(以下「貸付対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 処理区域内の住宅の所有者等で当該住宅の既設の便所の水洗式のものへの改造等を行い、<u>公共下水道条例</u>第4条第2号に規定する汚水を<u>公共下水道条例</u>第3条第2号の公共下水道に排除しようとするもの</p> <p>(2) 処理区域内の住宅の所有者等で当該住宅の既設の便所の水洗式のものへの改造等を行い、<u>集落排水条例</u>第2条第1号の下水を<u>集落排水条例</u>第1条の排水処理施設に排除しようとするもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(資金の貸付け)</p> <p>第6条 市長は、水洗式の便所への改造等に係るものにあつては<u>公共下水道条例</u>第5条第2項又は<u>集落排水条例</u>第6条第2項の規定による工事完了の<u>検査の後</u>に、合併処理浄化槽付設の便所への改造等に係</p>

旧	新
るものにあつては当該工事完了の検査をした後に資金を貸し付けるものとする。	るものにあつては当該工事完了の検査の後に資金を貸し付けるものとする。 改正附則 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

舞鶴市水道事業給水条例旧新対照表(第32号議案関係)

旧	新
<p>(給水区域)</p> <p>第2条 <u>舞鶴市水道事業</u>の給水区域は、別表第1のとおりとする。ただし、地勢その他の事由により<u>舞鶴市水道事業</u>の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が給水することが困難と認める場合は、給水しないことができる。</p>	<p>(給水区域)</p> <p>第2条 <u>水道事業</u>の給水区域は、別表第1のとおりとする。ただし、地勢その他の事由により<u>水道事業及び下水道事業</u>の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が給水することが困難と認める場合は、給水しないことができる。</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市都市下水路の構造及び維持管理に関する基準を定める条例旧新対照表

旧	新
<p>(都市下水路の構造の基準)</p> <p>第3条 都市下水路の構造の基準は、<u>舞鶴市下水道条例</u>(昭和44年条例第6号)第3条の3、第3条の4及び第3条の6の規定を準用する。この場合において、同条例第3条の3各号列記以外の部分中「排水施設(これを補完する施設を含む。次条において同じ。)及び処理施設(これを補完する施設を含む。第3条の5において同じ。)に共通する」とあるのは「排水施設(これを補完する施設を含む。次条において同じ。)の」と、同条第5号中「下水の排除及び処理」とあるのは「下水の排除」と、同条例第3条の6各号列記以外の部分中「前3条」とあるのは「第3条の3及び第3条の4」と、「公共下水道」とあるのは「都市下水路」と読み替えるものとする。</p>	<p>(都市下水路の構造の基準)</p> <p>第3条 都市下水路の構造の基準は、<u>舞鶴市公共下水道条例</u>(昭和44年条例第6号)第3条の3、第3条の4及び第3条の6の規定を準用する。この場合において、同条例第3条の3各号列記以外の部分中「排水施設(これを補完する施設を含む。次条において同じ。)及び処理施設(これを補完する施設を含む。第3条の5において同じ。)に共通する」とあるのは「排水施設(これを補完する施設を含む。次条において同じ。)の」と、同条第5号中「下水の排除及び処理」とあるのは「下水の排除」と、同条例第3条の6各号列記以外の部分中「前3条」とあるのは「第3条の3及び第3条の4」と、「公共下水道」とあるのは「都市下水路」と読み替えるものとする。</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市上下水道事業審議会条例旧新対照表

旧	新
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、<u>市長</u>の諮問に応じ、水道事業及び下水道事業の運営に関する重要な事項について調査し、及び審議するとともに、その結果を答申する。</p> <p>(委員)</p> <p>第4条 委員は、次に掲げる者のうちから<u>市長</u>が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 水道又は下水道の使用者</p> <p>(3) その他<u>市長</u>が適当と認める者</p> <p>2から4まで (略)</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、<u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>(以下「<u>管理者</u>」という。)の諮問に応じ、水道事業及び下水道事業の運営に関する重要な事項について調査し、及び審議するとともに、その結果を答申する。</p> <p>(委員)</p> <p>第4条 委員は、次に掲げる者のうちから<u>管理者</u>が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 水道又は下水道の使用者</p> <p>(3) その他<u>管理者</u>が適当と認める者</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>改正附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に改正前の舞鶴市上下水道事業審議会条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項の規定により委嘱されている委員は、改正後の舞鶴市上下水道事業審議会条例第4条第1項の規定により委嘱された委員とみなし、その任期は、旧条例第4条第1項の規定により委嘱された日から起算する。</p>

舞鶴市都市公園条例旧新対照表

旧	新
<p>(公園施設の設置基準) 第1条の5 (略) 2から5まで (略)</p>	<p>(公園施設の設置基準) 第1条の5 (略) 2から5まで (略) <u>6 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。</u> 改正附則 この条例は、公布の日から施行する。</p>

舞鶴市公共下水道条例旧新対照表

旧		新																							
<p>(手数料)</p> <p>第17条 <u>手数料は、別表のとおりとする。</u></p> <p>別表(第17条関係)</p> <p>手数料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 確認申請審査手数料(第5条第1項に規定する確認申請の審査)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 排水管工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排水管の最大内径100ミリメートル以下のもの</td> <td>1件につき 3,000円</td> </tr> <tr> <td>排水管の最大内径100ミリメートルを超え150ミリメートル以下のもの</td> <td>1件につき 4,000円</td> </tr> <tr> <td>排水管の最大内径150ミリメートルを超えるもの</td> <td>1件につき 5,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 水洗便器工事</td> <td>便器1個につき 1,000円</td> </tr> <tr> <td>2 指定工事業者指定手数料(第6条第1項に規定する指定工事業者の指定申請)</td> <td>1件につき 10,000円 ただし、従前から指定を受けていた者が継続して指定を受ける場合 1件につき 5,000円</td> </tr> </tbody> </table>		種類	金額	1 確認申請審査手数料(第5条第1項に規定する確認申請の審査)		(1) 排水管工事		排水管の最大内径100ミリメートル以下のもの	1件につき 3,000円	排水管の最大内径100ミリメートルを超え150ミリメートル以下のもの	1件につき 4,000円	排水管の最大内径150ミリメートルを超えるもの	1件につき 5,000円	(2) 水洗便器工事	便器1個につき 1,000円	2 指定工事業者指定手数料(第6条第1項に規定する指定工事業者の指定申請)	1件につき 10,000円 ただし、従前から指定を受けていた者が継続して指定を受ける場合 1件につき 5,000円	<p>(手数料)</p> <p>第17条 <u>手数料は、別表に掲げる種類に応じ、それぞれ同表に定める金額とし、申請者から徴収する。</u></p> <p>別表(第17条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>金額(1件につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>確認申請審査手数料(第5条第1項の確認)</td> <td>排水設備の新設等において設置する便器が2個以下である場合 4,500円 排水設備の新設等において設置する便器が3個以上である場合 4,500円に便器の数が2個を超え1個増すごとに1,000円を加算した額</td> </tr> <tr> <td>指定工事業者指定手数料(第6条第1項の規定による指定)</td> <td>従前から指定を受けていた者が継続して指定を受ける場合 5,000円 上記以外の場合 10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。</p>		種類	金額(1件につき)	確認申請審査手数料(第5条第1項の確認)	排水設備の新設等において設置する便器が2個以下である場合 4,500円 排水設備の新設等において設置する便器が3個以上である場合 4,500円に便器の数が2個を超え1個増すごとに1,000円を加算した額	指定工事業者指定手数料(第6条第1項の規定による指定)	従前から指定を受けていた者が継続して指定を受ける場合 5,000円 上記以外の場合 10,000円
種類	金額																								
1 確認申請審査手数料(第5条第1項に規定する確認申請の審査)																									
(1) 排水管工事																									
排水管の最大内径100ミリメートル以下のもの	1件につき 3,000円																								
排水管の最大内径100ミリメートルを超え150ミリメートル以下のもの	1件につき 4,000円																								
排水管の最大内径150ミリメートルを超えるもの	1件につき 5,000円																								
(2) 水洗便器工事	便器1個につき 1,000円																								
2 指定工事業者指定手数料(第6条第1項に規定する指定工事業者の指定申請)	1件につき 10,000円 ただし、従前から指定を受けていた者が継続して指定を受ける場合 1件につき 5,000円																								
種類	金額(1件につき)																								
確認申請審査手数料(第5条第1項の確認)	排水設備の新設等において設置する便器が2個以下である場合 4,500円 排水設備の新設等において設置する便器が3個以上である場合 4,500円に便器の数が2個を超え1個増すごとに1,000円を加算した額																								
指定工事業者指定手数料(第6条第1項の規定による指定)	従前から指定を受けていた者が継続して指定を受ける場合 5,000円 上記以外の場合 10,000円																								

旧	新
	<p>(適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後の別表の規定による確認申請審査手数料は、この条例の施行の日以後の申請に係る確認から適用し、同日前の申請に係る確認については、なお従前の例による。</p>

公営住宅法及び住宅地区改良法による舞鶴市営住宅等管理条例旧新対照表

旧	新
<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2から6まで (略)</p> <p>7 前項の場合において、改良住宅又はコミュニティ住宅の入居者の公募等については、<u>第3条、第4条</u>及び次条の規定を準用する。</p> <p>8 同居親族がない者が入居することができる市営住宅等の規格は、居室(台所を除く。)の数が2以下又は床面積が55平方メートル以下のものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、<u>この限りではない</u>。</p> <p>9 (略)</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第8条 市長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅等の戸数を超える場合は、入居の申込みをした者について公開抽選を行い、抽出された者のうちから、次に掲げる者を選考し、入居者を決定する。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 住宅がないため勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の<u>支払い</u>を余儀なくされている者</p> <p>(6) (略)</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第11条 市営住宅等の入居者は、当該市営住宅等への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)<u>第10条</u>で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2から6まで (略)</p> <p>7 前項の場合において、改良住宅又はコミュニティ住宅の入居者の公募等については、<u>前2条</u>及び次条の規定を準用する。</p> <p>8 同居親族がない者が入居することができる市営住宅等の規格は、居室(台所を除く。)の数が2以下又は床面積が55平方メートル以下のものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、<u>この限りでない</u>。</p> <p>9 (略)</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第8条 市長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅等の戸数を超える場合は、入居の申込みをした者について公開抽選を行い、抽出された者のうちから、次に掲げる者を選考し、入居者を決定する。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 住宅がないため勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の<u>支払</u>を余儀なくされている者</p> <p>(6) (略)</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第11条 市営住宅等の入居者は、当該市営住宅等への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号。<u>以下「省令」という。</u>)<u>第11条</u>で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p>

旧	新
<p>2 (略) (入居の承継)</p> <p>第12条 市営住宅等の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅等に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、<u>公営住宅法施行規則</u>(以下「省令」という。)第11条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 (略) (収入の申告等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は、省令<u>第8条</u>に規定する方法によるものとする。</p> <p>3及び4 (略) (割増賃料)</p> <p>第24条 改良住宅等に係る収入超過者は、当該認定に係る期間(当該入居者がその期間中に改良住宅等を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、法定限度額に住宅地区改良法施行令(以下「改良法政令」という。)第13条の2の規定により読み替えてその例によることとされる旧政令第6条の2第2項の表第2種公営住宅の項の中欄に定める区分に応じてそれぞれ下欄に定める倍率を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数の額を切り捨てた額。)以下の割増賃料を支払わなければならない。</p> <p>2及び3 (略) (高額所得者に対する家賃等)</p> <p>第26条 高額所得者は、第13条第1項及び第23条第1項の規定にかかわ</p>	<p>2 (略) (入居の承継)</p> <p>第12条 市営住宅等の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅等に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、<u>省令第12条</u>で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 (略) (収入の申告等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は、省令<u>第7条</u>に規定する方法によるものとする。</p> <p>3及び4 (略) (割増賃料)</p> <p>第24条 改良住宅等に係る収入超過者は、当該認定に係る期間(当該入居者がその期間中に改良住宅等を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、法定限度額に住宅地区改良法施行令(<u>昭和35年政令第128号</u>)以下「改良法政令」という。)第13条の2の規定により読み替えてその例によることとされる旧政令第6条の2第2項の表第2種公営住宅の項の中欄に定める区分に応じてそれぞれ下欄に定める倍率を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数の額を切り捨てた額。)以下の割増賃料を支払わなければならない。</p> <p>2及び3 (略) (高額所得者に対する家賃等)</p> <p>第26条 高額所得者は、第13条第1項及び第23条第1項の規定にかかわ</p>

旧	新
<p>らず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該<u>明け渡しの日</u>までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第32条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項、第23条第1項又は第26条第1項の規定にかかわらず、政令<u>第11条</u>の規定により当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(市営住宅等の用途の廃止による他の市営住宅等への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第33条 市長は、法第44条第3項(改良法第29条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく市営住宅等の用途の廃止による市営住宅等の除却に伴い、当該市営住宅等の入居者を他の市営住宅等に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅等の家賃が従前の市営住宅等の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項若しくは第3項、第23条第1項又は第26条第1項の規定にかかわらず、政令<u>第11条</u>(改良法政令第12条において準用する場合を含む。)の規定により当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(使用者の資格)</p> <p>第36条 駐車場を使用できる者は、現に自動車を所有し、若しくは使用する、又は所有し、若しくは使用しようとする当該市営住宅の入居者等で、次の条件を具備するものでなければならない。</p>	<p>らず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該<u>明渡しの日</u>までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第32条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項、第23条第1項又は第26条第1項の規定にかかわらず、政令<u>第12条</u>の規定により当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(市営住宅等の用途の廃止による他の市営住宅等への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第33条 市長は、法第44条第3項(改良法第29条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく市営住宅等の用途の廃止による市営住宅等の除却に伴い、当該市営住宅等の入居者を他の市営住宅等に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅等の家賃が従前の市営住宅等の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項若しくは第3項、第23条第1項又は第26条第1項の規定にかかわらず、政令<u>第12条</u>(改良法政令第12条において準用する場合を含む。)の規定により当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(使用者の資格)</p> <p>第36条 駐車場を使用できる者は、現に自動車を所有し、若しくは使用する、又は所有し、若しくは使用しようとする当該市営住宅の入居者等で、次の条件を具備するものでなければならない。</p>

旧		新	
(1) 及び(2) (略) (3) <u>第35条第1項第1号から第6号までの</u> いずれにも該当せず、市営住宅を適正に使用していること。 (4) (略)		(1) 及び(2) (略) (3) <u>前条第1項第1号から第6号までの</u> いずれにも該当せず、市営住宅を適正に使用していること。 (4) (略)	
別表(第1条関係)		別表(第1条関係)	
名称	位置	名称	位置
浜団地	舞鶴市字浜	浜団地	舞鶴市字浜
行永東町団地	舞鶴市行永東町	市場団地	舞鶴市字市場
市場団地	舞鶴市字市場	市場コミュニティ住宅	舞鶴市字市場
市場コミュニティ住宅	舞鶴市字市場		
		改正附則 この条例は、公布の日から施行する。	

舞鶴市水道事業給水条例旧新対照表(第36号議案関係)

旧				新																																																		
<p>(手数料)</p> <p><u>第29条</u> 手数料は、別表第4のとおりとし、同表に掲げる種類に応じて申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込後徴収することができる。</p> <p>別表第4(第29条関係)</p> <p>手数料金表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">種類</th> <th colspan="2">金額(1件につき)</th> </tr> <tr> <th>新設工事</th> <th>その他の工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1 設計審査手数料 第7条第2項に規定する設計審査(材料確認を含む。)</td> <td>給水管の呼び径 20ミリメートル以下</td> <td>300円</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>25ミリメートル、 40ミリメートル及び 50ミリメートル</td> <td>600円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>75ミリメートル以上</td> <td>1,800円</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>20ミリメートル以下</td> <td>500円</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2 しゅん工検査手数料 第7条第2項に規定する工事検査</td> <td>25ミリメートル、 40ミリメートル及び 50ミリメートル</td> <td>900円</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>75ミリメートル以上</td> <td>1,800円</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>指定給水装置工事事業者指定手数料 第7条第1項に規定する事業者の指定申請</td> <td colspan="2">10,000円</td> </tr> <tr> <td>4 証明手数料</td> <td colspan="3">200円</td> </tr> </tbody> </table>					種類	金額(1件につき)		新設工事	その他の工事	1 設計審査手数料 第7条第2項に規定する設計審査(材料確認を含む。)	給水管の呼び径 20ミリメートル以下	300円	150円	25ミリメートル、 40ミリメートル及び 50ミリメートル	600円	300円	75ミリメートル以上	1,800円	900円	20ミリメートル以下	500円	250円	2 しゅん工検査手数料 第7条第2項に規定する工事検査	25ミリメートル、 40ミリメートル及び 50ミリメートル	900円	450円	75ミリメートル以上	1,800円	900円	指定給水装置工事事業者指定手数料 第7条第1項に規定する事業者の指定申請	10,000円		4 証明手数料	200円			<p>(手数料)</p> <p><u>第29条</u> 手数料は、別表第4に掲げる種類に応じ、それぞれ同表に定める金額(開栓手数料、閉栓手数料及び証明手数料にあつては、当該額に100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))とし、申込者から徴収する。</p> <p>別表第4(第29条関係)</p> <p>手数料金表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>金額(1件につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">設計審査・しゅん工検査手数料(第7条第2項の設計審査及び同項の工事検査)</td> <td>給水管の呼び径が20ミリメートル以下である場合</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>給水管の呼び径が25ミリメートル、40ミリメートル又は50ミリメートルである場合</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td>給水管の呼び径が75ミリメートル以上である場合</td> <td>3,200円</td> </tr> <tr> <td>指定給水装置工事事業者指定手数料(法第16条の2第1項の指定)</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>開栓手数料及び閉栓手数料</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>証明手数料</td> <td>186円</td> </tr> </tbody> </table> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。</p>			種類	金額(1件につき)	設計審査・しゅん工検査手数料(第7条第2項の設計審査及び同項の工事検査)	給水管の呼び径が20ミリメートル以下である場合	2,100円	給水管の呼び径が25ミリメートル、40ミリメートル又は50ミリメートルである場合	2,700円	給水管の呼び径が75ミリメートル以上である場合	3,200円	指定給水装置工事事業者指定手数料(法第16条の2第1項の指定)	10,000円	開栓手数料及び閉栓手数料	500円	証明手数料	186円
	種類	金額(1件につき)																																																				
		新設工事	その他の工事																																																			
1 設計審査手数料 第7条第2項に規定する設計審査(材料確認を含む。)	給水管の呼び径 20ミリメートル以下	300円	150円																																																			
	25ミリメートル、 40ミリメートル及び 50ミリメートル	600円	300円																																																			
	75ミリメートル以上	1,800円	900円																																																			
	20ミリメートル以下	500円	250円																																																			
2 しゅん工検査手数料 第7条第2項に規定する工事検査	25ミリメートル、 40ミリメートル及び 50ミリメートル	900円	450円																																																			
	75ミリメートル以上	1,800円	900円																																																			
	指定給水装置工事事業者指定手数料 第7条第1項に規定する事業者の指定申請	10,000円																																																				
4 証明手数料	200円																																																					
種類	金額(1件につき)																																																					
設計審査・しゅん工検査手数料(第7条第2項の設計審査及び同項の工事検査)	給水管の呼び径が20ミリメートル以下である場合	2,100円																																																				
	給水管の呼び径が25ミリメートル、40ミリメートル又は50ミリメートルである場合	2,700円																																																				
	給水管の呼び径が75ミリメートル以上である場合	3,200円																																																				
指定給水装置工事事業者指定手数料(法第16条の2第1項の指定)	10,000円																																																					
開栓手数料及び閉栓手数料	500円																																																					
証明手数料	186円																																																					

旧	新
	<p>(適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後の別表第4の規定による設計審査・しゅん工検査手数料は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係る設計審査及び工事検査から適用し、同日前の申請に係る設計審査及び工事検査については、なお従前の例による。</p> <p>3 この条例による改正後の別表第4の規定による開栓手数料及び閉栓手数料は、施行日以後に行われる開栓及び閉栓から適用し、同日前に行われる開栓及び閉栓については、なお従前の例による。</p>

廃止する条例

<p>○舞鶴市下水道基金条例</p> <p style="text-align: right;">平成22年6月29日 条例第14号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 舞鶴市が設置する特定環境保全公共下水道、集落排水処理施設及び公設浄化槽の改良等に要する経費の財源に充てるため、舞鶴市下水道基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 特定環境保全公共下水道 舞鶴市下水道条例(昭和44年条例第6号)第11条第1項に規定する公共下水道をいう。</p> <p>(2) 集落排水処理施設 舞鶴市農業及び漁業集落排水処理施設条例(平成6年条例第28号)第1条第2項に規定する排水処理施設をいう。</p> <p>(3) 公設浄化槽 舞鶴市公設浄化槽条例(平成17年条例第11号)第2条第1項第1号に規定する公設浄化槽をいう。</p> <p>(積立額)</p> <p>第3条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。</p> <p>(管理)</p> <p>第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金、有価証券の保有その他の最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第5条 基金の運用から生ずる益金は、これを予算に計上して、基金に編入するものとする。</p> <p>(繰替運用)</p> <p>第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替</p>	<p>えて運用することができる。</p> <p>(処分)</p> <p>第7条 基金は、特定環境保全公共下水道、集落排水処理施設及び公設浄化槽の改良、修繕、維持管理又は災害復旧に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理等に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、規則で定める日から施行する。</p> <p>2 (略)</p>
--	--